

令和8年3月9日議案審査（教育福祉）

開会 午前 8時24分

○事務局（横山紫里君） では、互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立お願いします。
相互に礼。

〔起立・礼〕

○事務局（横山紫里君） ご着席ください。

初めに、分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。取りあえず、3日間また審査のほうに入っていきますが、特に今日なんです、時間が決まっているところが、動かせないところが結構ありますので、なるべく時間どおりに審議を進めていただければなと思っています。特に病院も時間が決まっているし、こども政策課も来れる時間が決まっているということです。以上となります。

○事務局（横山紫里君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行は分科会長をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会教育福祉分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました、議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算のうち、教育福祉分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に「議会は、言論の府であって、議長は、市長などに対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」と定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視していくため審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、3月24日の予算決算委員会では、分科会での審査内容を確認するための質問をする

ことがないよう、分科会の会議録を作成出来次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取り扱いしていただくようお願いいたします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録を確認してくださいと回答させていただきますのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁にあたっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等をはっきり大きな声で発言するようお願いいたします。ちょっと語尾のほうが消えてしまうときがあるので、語尾もはっきりしゃべってくださいということです。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な答弁・質疑にご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、3月24日の開会予定の一般会計予算決算委員会にて採決を行います。

それでは、初めに生活環境部の審査を行います。浅羽生活環境部長、所管する課名等を述べてください。浅羽部長。

○生活環境部長（浅羽 淳君） おはようございます。よろしくお願いいたします。最初に環境推進課からになります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、赤堀環境推進課長より出席者の紹介をお願いいたします。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長の赤堀です。よろしくお願いいたします。隣が鈴木課長補佐になります。

○環境推進課長補佐（鈴木和則君） 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○環境推進課長（赤堀耕二君） その隣が石田政策係長になります。

○環境推進課環境政策係長（石田有志君） 政策係長の石田です。よろしくお願いいたします。

○環境推進課長（赤堀耕二君） その隣が中畠推進係長となります。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 推進係長の中畠です。よろしくお願いいたします。

○環境推進課長（赤堀耕二君） では、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行いますということで、1つ目です。須藤さんからお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款1項9目分別収集等奨励費について伺います。説明資料11ページ、タブレットで13ページになります。資源物収集運搬・中間処理業務委託料の大幅総額の要因

について。また、積算根拠をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。本業務ですけれども、各地区の資源物収集所に出される家庭系の資源物の収集運搬及び中間処理業務になります。収集した資源物は、選別・圧縮・梱包の中間処理が行われた後、再商品化事業者引き渡されます。現在の業務ですけれども、令和5年度から今年度までの契約期間となっております、今回契約を結ぶのは令和8年度から令和10年度までの3年間の業務になります。

積算につきましては、静岡県の公共工事設計労務単価などを用いて行っておりまして、数年間での人件費等の上昇が増額の主な要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 2つ目のところ、奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 4款1項9目、タブレット13ページ、同じところですね。委託料の増は製品プラスチックの回収によるものと思うが、減量による財政支出削減などの効果を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をお伺いします。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。こちらですけれども、新たに製品プラスチック回収を行うものでして、年間で約90トンの回収量を見込んでおります。仮にですけれども、可燃ごみの処理費をトン当たり5万円として試算をしますと、年間で約450万円の処理費用の削減が見込まれます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。それは、先ほどの業務委託料の中で減る分もあるということですか。それとはまた別でしたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 今課長から申し上げた450万円につきましては、可燃ごみの処理ということで、ギャラリーに係る金額450万円が減るといったような金額でございます。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 先ほどの奥野委員のご質問は、須藤委員から質問がありまし

た収集運搬業務に対して、そちらに影響するかどうか、そういうご質問だと思うんですけども、そちらですけれども、量で収集運搬の業務が積算しているじゃない、、、か、車の数でやっているものですから、直接90トンが年間で減っても、そちらには影響はしないのかなというふうに捉えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。確認ですけど、間接的にギャラリーのほうの経費が減って、負担金も減って影響するかもしれないということによろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○5番（奥野寿夫君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。よろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） では、すみません。3つ目の山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番です。全く同じところで、ダブっているような気もしないでもないですけども、純粋に資源プラスチックの再生資源化業務の委託料というのは、この中で幾らを見越しているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。ただいまのご質問ですけども、一番初めに答弁させてもらった収集運搬の業務の中に、こちらの処理費のほうも含まれて、あちらは収集運搬で、今山下委員から質問があったのが処理に係るものになります。

こちらですけれども、この業務はプラスチック資源の循環促進法の第33条に基づきまして、国からの認定を受けた再商品化事業者であります市内の株式会社グリーンループと単価の契約を締結しております。容器包装プラスチックは1キロ当たり67.5円、見込み量は362.88トン、こちら容器包装のほうは負担割合が1%になります。積算しますと24万4,944円になります。それから、今回新しく処理のほうをします製品プラスチックですけれども、キロ当たり70.5円、見込み量が90.72トンで積算しますと639万5,760円となります。それぞれに消費税を加えると合計で730万4,774円、こちらが答えになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 1点ちょっと、自分は分からなかった。包装のところで1%の負担金で、製品のほうは負担は1%がないとか、ちょっとそこがそれぞれ違うのかなと思って、答弁をお願いします。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） それぞれ法律が違いまして、容器包装プラスチックのほうは、今まで容器包装リサイクル協会と結んでいて、そちらに1%を負担しておりました。今回は事業者のほうがその分を負担して、うちが同じく1%を事業者のほうに負担する。今回の製品プラスチックは、全てが100%市が負担するものなんです。ただし、製品プラスチックのほうの法律で、先ほど言った国の第33条の認定を受けると、特別交付税の対象になってほぼ同額が対象になっている。そういう仕組みになっています。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかにありますか。なければ、次のところを、すみません。松永さんからお願いします。

○3番（松永晴香君） 同じところですか。ページ数は次ページになります。生ごみ処理機の過去5年間の普及率は。コンポスターと電気乾燥機、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。まず、令和2年度ですけれども、コンポスターが21件、電気乾燥機が33件、令和3年度がコンポスター10件、電気乾燥機が16件、令和4年度がコンポスター29件、電気乾燥機が31件、令和5年度がコンポスター19件、電気乾燥機が31件、令和6年度がコンポスター12件、電気乾燥機が36件の実績です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。これ、使用耐用年数等はどのくらいになるんですか、耐久年数は。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 耐用年数等それぞれ機械によって違うかと思えます。コンポスターについてはプラスチックの箱なものですから、多分ずっともつと思うんですけれども、機械式のほうは大体5年となっておりまして、こちらの補助も5年以内には再度は受けられないような、そういった制度になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに何かありますか。

○14番（小林博文君） いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。では14番。

○14番（小林博文君） 5年超えてたらもう1回受けられますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○14番（小林博文君） ちょっと微妙なラインで。

○分科会長（西下敦基君） 中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） おっしゃるとおり、5年を超えていれば申請を受け付けております。

○14番（小林博文君） ああ、そうなんですね。まだ終わってないですけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。なければ自分の、5番目のところ私からで、同じところで剪定枝等処理事業補助金が大幅に減額されているが、詳細について伺います。答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。市内の剪定枝の処理事業者につきまして、先日補正の分科会のときに内田地区の小林製材のみということで、ご答弁させていただきました。この事業者が当初の要求時のときには、一身上の都合で休業しておりました。来年度の経営について、令和8年度の経営について、どうするかというのを協議を続けていたんですけども、最近になって体調がすぐれないということで協議の結果ですけども、辞めるということになったんですけども、当初予算の要求時のときには、まだまだ少しでも、少量でも受け入れたいという申し出があって、協議の上3か月、年間通じて3か月分は、じゃあやりましょうということになって、3か月分の予算計上をこの時点ではさせていただきました。ただし、現時点では、もう廃業の手続をしちゃったもんですから、また6月の補正のときに、こちらのほうが減額補正をさせてもらうような、そんな予定でおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと再質問で、市内でできなかったら市外に出して、市外の業者には補助金を出すとか、そういった予算はないのかなと思ったんですけど、そこ辺はもう、出す人が全部負担していくような感じになるのか、そこら辺の処理の関係をお伺いします。答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 今現在、市内に剪定枝の処理をする業者がありませんので、掛川市と協議をさせていただきました。掛川市にある3つの業者ですね、民間業者になりますけども、そちらで受入れをしていただくようになっておりますので今、ホームページ等ではそういうご案内をしております。補助金につきましては、市外の業者にはお支払いができないというような要綱上となっておりますので、補助金はありません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと再質疑、処理を持ってくる人たちが負担はそのまま、結構市内で出すよりも高くなっているということではよろしいでしょうか。答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 3つの事業者といいましたが、それぞれ金額が違いまして、一番安いところだと今までよりも安いところもあります。持ってくるものにもよりますけども。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

○16番（山下 修君） 関連。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。16番。

○16番（山下 修君） 今、掛川ということですがけれども、多分、御前崎市にもそういった業者があったんじゃないのかなって気がしているんですけども、菊川市でいうと南部の方にとっては、御前崎市のほうへお願いしたほうがというふうに単純に考えちゃうところもあるんですけども、多分、建設業協会か何かの関係でそういう処分しよるところがあったと思うんですけど、なかったですかね。御前崎市は。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進課環境推進係長（中畠真悟君） 御前崎のほうについての情報が、すみません。あまり持ってないですが、掛川市につきましては以前から掛川市と協議をしております、市から承諾をいただいていたものですから、やはりこちらのほう、掛川市といいましても一つは大東地区になりますので、小笠からでも遠くはないかなと。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） いろいろ各搬出先から近いところがいいものですから、もし御前崎市も聞いていただいて受け入れてくれるようなところがあるなら、また少し当たっておいていただければ、選択肢がこちらとしては増えたほうがいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ご意見等。すみません。分別収集結構あったん

ですけど、この中で再質問とか何か関連あれば、なければ次に行きたいんですけど。なければ、じゃあ6番目のところで小林委員、お願いいたします。

○14番（小林博文君） 14番です。動物愛護管理費、4、1、9ですけど、タブレットで17、紙で15ページです。野良猫の不妊去勢手術費の補助金は、この金額で足りているのか。あと、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、要綱の見直しの考え、また時期はありますか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。まず、現行の制度ですけども、実施前申請になっております。申請後に捕獲しようと頑張っても、猫が逃げってしまうということで、捕獲ができずに実施できない方が毎年発生しているというのが現状で、予算執行率もここ3年間を見ても90%を下回っているというのが現状です。

申請者が確実に猫を捕獲して手術まで行けば、予算は100%近くなるんですけども、そういった現状でなかなか100%達成というのは難しくなっています。この状況を改善するために、実施後の申請ができるように現在、要綱の見直しをやっております。施行の予定につきましては、来年度を目指して改正をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。補助金は足りているのかというところのお答えがあれば。今のでもいいですか。

○14番（小林博文君） 逆にやれなくて余っているということなんで。いいですか、再質問。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○14番（小林博文君） この金額については、今出てますけど、不妊の手術9,000円。前もちよっと聞いた話があった。去勢のほうで6,000円というのは、単価的にはこれで大丈夫なんだろうかと、確認します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。今、議員おっしゃったとおり、不妊手術については9,000円、去勢手術については6,000円という補助率になっておりまして、一応、今回の改正では、補助金額については変更の予定はございません。

そちらの理由についてなんですが、近年、手術をしていただいた実績をいただきますと、その予算金額を下回る金額で手術していただける動物病院さんがあるものですから、そういったところも含めて考えておりますので、予算金額についてはこの現状のままということと

考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「ちょっと細かいとこ、すみません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） さっきの捕まえるというのは、頼む人が捕まえるというか、その辺はもう費用に含まれないというか、その辺のほうで手術はある程度できる。捕まえる、その辺の費用的なものというのは、何か考えられていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。捕獲についてということなんですが、今おっしゃっていただいたとおり、実施していただく方が捕まえていただいて手術をいただくというような制度になっております。捕獲がなかなか難しいよというお声もいただくところもありますので、今、環境推進課のほうで捕獲機についても貸出しを行っておりますので、そういったところも活用していただきながら実施をお願いしているところになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はよろしいでしょうか。

○14番（小林博文君） 私はありません。

○分科会長（西下敦基君） 確認ですけど、来年度から新しい要綱になるということですが、来年は要綱を変えてとか、あとその周知とかもまた広報していくのかお伺いできればと思います。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。もちろん要綱変わりましたら、制度が変わるということになりますので、ホームページであったりとか、また今、事前申請式の制度、浸透しているものですから、事前にやる前に窓口のほうに見えていただける方が多いかなと思いますので、その際に改めて制度が変わったところについてはご説明させていただいて、新しい制度について取り組んでいただけるようにご説明をさせていただこうと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 実施は、8年度1日からということでした、4月1日か。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。今、現状は、それを目指して要綱の改正

を進めているところになります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ありますか、ほかに関連。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。その捕獲の際に、猫にかじられたり等してけがをされたケース、事例は過去にありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。今、現状伺っている中では、そういったところについてはご意見であったりとか、そういった状況は報告されていませんので、承知していないんですが、もちろん野生動物を相手にしているところでございますので、そういった件もあるのかなとは思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。その際、もし、けがをされて病院等に行かれた場合は、何か市から出るものはありますか。

○分科会長（西下敦基君） 石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。けがをされて病院にかかったら費用かかるのかなというところもあるんですが、それについては、市のほうから補償であったりとかというところはありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。予算変更がないというところでお伺いをしたいんですけれども、事前申請で、たしか事前申請制なので執行率としては7割とか8割とか下回ってしまうと思うんですが、枠自体は結構いっぱいになってしまうという話を聞いたことがありまして、その予算額に対する申請件数自体は、予算満額いっぱいいつも使っているけど、実際の執行の部分で落ちてしまうというところの現状をお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。過去3年間の状況になるんですが、令和5年度は10月に予算上限に達しております。令和6年度は、9月に予算上限に達しています。本年度については、7月に予算上限に達しておりますので、それ以降、希望される方がいらっしゃったらキャンセル待ちですということでご案内をさせていただいている状況になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、結構ニーズとしてはある事業なのかなと思いますので、事後申請にした場合、実施後申請にした場合、予算を増やす必要が出てくるんじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。現状、もちろん本年度は1月に予算上限まで達しているというところがございますが、猫の捕獲状況がどれだけ要するに捕まえられかというところになってくると思いますので、令和8年度の状況を受けまして、補正であったりとか、令和9年度の予算への反映を検討させていただければと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。補正で出てくる可能性もあるということでしょうか。その捕獲状況というのは、今まで実施前に捕まえられなかったのが執行率となっていますけど、捕まえていないけどいるから、取りあえず申請してきた件数が多いので早めに予算に達っしちやっているということですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石田係長。

○環境政策係長（石田有志君） 環境政策係長です。委員がおっしゃっていただいたとおり、予算確保をして、補助がもらえるようにということで事前に枠を確保されてしまっているという状況がありますので、事後になれば、終わったら執行されるということで、予算執行がスムーズにされるというところもありますので、次年度以降も早くに予算上限まで出してしまっって予算がなくなったということがあれば、状況を踏まえて、それ以降の要望も踏まえて、予算については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかにありますか。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） すいません、環境推進課長です。本事業ですけれども、少し見込みを考えるというのは非常に難しい事業かなというふうには捉えておりまして、来年度なんですけれども、少しニーズの話もございましたけれども、全国の同じような事業をやっているところも研究させてもらって、その中で新たな取組として収入確保の面でクラウドファンディングをやります。そこでちょっと収支のバランスも研究しながら、確かにニーズは

あると思うんですよ。ですので、そのような事業を少し考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。このクラファンは、対象は不妊・去勢手術のみの対象ですか。飼い主のいない猫さんへの生活全般のクラファンになるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長。一応この事業に対して、目的は考えています。

○分科会長（西下敦基君） すいません、ちょっと自分から。クラファンっていろいろ考え方があるんですが、これ予算執行が終わっても予算が足りないよという段階でやるような感じなのか。もうある程度、事業は決まっているのか。そこら辺が分かれば答弁お願いします。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 一応もう事業が決まっていまして、目標の金額も一応この当初予算の金額で目標を設定しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。それって、またクラファンで金額が入ったら一般会計が戻って行って、結局、実施するのは同じ費用のボリュームになるとか、それでもクラファンで増えた分だけ、その分、去勢手術が増えていくよという、そういった考えでいいのか。もし分かればお願いします。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。どのくらいクラファンで入りが見込めるかというのは、ちょっと想定もついていないものですから、もしかしたら、その当初予算よりも上回る可能性も当然出てくるかなとは思いますが。そうしたら、そこもニーズなんですけども、歳出のほうはまだまだ増えそうなら、そこに充てますし、そうじゃなかったら、先ほど須藤委員がおっしゃったような飼い主がいない猫に対する事業を少し考えることも考えていかなきゃいけないかなというふうに思います。やってみないとそこは難しいのかなと感じです。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかにありますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。すいません、猫で引っ張って。他市町に比べて菊川って多いから、そういったクラファンを行っていくみたいな話なんですかね。私の中のイメージだと、どうしても海沿い、大東の浜とかに行くと野良猫がたくさんいるようなイメージを受けているんですけど、菊川は御前崎、掛川等に比べて野良猫は、把握されてないと思うんですけど実感的にどうなんですかね。少ない、多い、ありましたらお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。小笠の動物愛護会というのがございます、御前崎と掛川と菊川でやっております、おっしゃるように御前崎がやっぱり一番ご苦労されております。その小笠の愛護会のところでも、そういった補助事業みたいなのを創出のほうもしております、もっと言うと、海岸もなく、恐らく全部の町がそうだと思うんですね。

クラファンのは、うちが多いからやるという、そういう目的ではなくて、発想とすると、入りの確保という面から、うちの事業だけじゃなくて全庁的にそういった検討を今回行っておりますので、恐らくこの動物愛護の方って菊川に限らず全国的にたくさんいらっしゃる、もしかしたら他市他県からの寄附を頂ける可能性もありますので、本当にここはちょっとやってみないと、うちが本当に初めてやっている事業じゃないものですから、いろんな事例を見ると、結構、クラファンで人が集まったというところもありますので、ちょっとそれをやってみてから、どう動かしていくかというのは、これから考えていければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連はよろしいですかね。なければ、すみません、7番目のところを松永委員お願いします。

○3番（松永晴香君） 説明資料16、タブレット18です。城山霊園の利用者状況は。空き区画はあるのか。管理状況は確認しているのか。年間使用料は発生するのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 年間利用料、答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。城山霊園ですけれども、全部で192区画ございまして、うち183区画が現在使用中で、空き区画が9区画となっております。使用区画につきましては、使用者が管理して、空き区画は市が管理しております。

職員が、定期的に現地のパトロールを行っております、使用区画について管理が不十分、十分でない区画の使用者には、通知や電話による指導のほうも行っております。

年間の使用料につきましては、2,090円となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。年間墓じまい等をされるケースが多いかと思いますがけれども、今、見込む限りで、来年度はありそうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。墓じまいについてですけど、今、相談を受けている案件というのはございませんので、来年度、何件あるかは現在分かりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は……、中畠係長。

ここ近年についてですけれども、今年度はやめられた方3件、昨年度が1件、その前の年が2件ということになっております。この3年間で新規で受け付けたものについては1件でございました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。関連ありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。やめられた方3件という話ですけど、そうすると、墓石を全部片づけるという、そういう責任までですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠 君） 環境推進係長です。今おっしゃるとおり、全てまっさらな状態にして返還ということになっております。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。あと、普通のお寺ですと、檀家になるために5万うちのところは払うんですよ。ここは、どうなっていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。新規で申込みをするときに18万円の使用料を頂いております。

〔「18万」と呼ぶ者あり〕

○環境推進係長（中畠真悟君） 以上でございます。

〔「返すところ返すか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。ちょっと今の説明分かんないんですけども18万払って、あるお寺が管理していると思うんですけど、その檀家になるのじゃないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。どこかのお寺に属するとか、そういったことではございません。市営のお墓を使うという。

〔「政教一致になっちゃう」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。永代供養とか共同墓地みたいな、そういう相談とかってありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。永代供養かという相談を受けたことは過去にもありますけども、市ではそういったものがないのですから、どちらかやっていたらしゃるお寺ですとか、そういったところにお問合せくださいという回答をさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） それでやってる。ただ、全国の公営墓地の中には、そういうところもあるのご承知だと思うんですけど、必要によればそういう検討も必要かなと。今のところは必要ないということですね。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） またよかったら自由討議で言っていただいて。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかはいいんですかね。よければ、その8番目のところお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。4款1項9目のタブレット19ページです。省エネ家電製品購入事業補助金は7年度で終了します関係の通知をする必要がなかったのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。本補助制度につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらを活用しまして、令和5年度から実施のほうしております。

当時、県内では、静岡市と御前崎市に次ぐ先進的な取組でした。開始当初から単なる買換えに対する補助ではなくて、市民の省エネ意識の促進につなげるために施策的に時限補助として取り組みました。申請件数は3年間で1,866件、市内の約10%の世帯の普及が図られたということで判断しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ですか。なければ、すみません。9番目のところ松永委員お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。4款1項9目環境衛生総務費、環境推進課タブレットの21ページです。

環境審議会及び生活環境フェスタの成果指数の設定はあるか。研究会の概要は。県外先進事例の視察研修内容を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。まず、成果指標ですけれども、環境審議会が開催回数、生活環境フェスタは参加者数を成果指標としております。研究会の概要につきましては、静岡県都市環境保全行政研究会、こちらが静岡県と県内の市町の相互の協力関係を増進し、環境保全行政の円滑な推進、執行体制の確立を目的に組織されております。

年3回の会議に県外先進地の視察研修のほか、随時に意見交換などを行い、公害やごみ処理などの環境保全全般の課題解決に向けた対応の共有を行っております。

ほかにも県外視察の内容ですけれども、来年度の視察内容については、また4月以降に会員の要望を取りまとめて決定するため未定ですけれども、参考に本年度の視察については、清水建設株式会社技術研究所にてカーボンニュートラルや生態系保全など地球環境を守る最新技術や取組の視察と、日常200トンの使用済プラスチック処理能力を持つ株式会社Jサーキュラーシステムで、川崎のほうにある会社で、選別から再商品化まで一貫した処理施設の視察を行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。なければ、すみません、10番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款2項1目塵芥収集費について伺います。

タブレット23ページ、説明資料23ページ、タブレット25ページになります。

印刷製本費大幅減の要因は、ごみの出し方マニュアル印刷費の減だと思うが、カレンダー

印刷費のみの令和6年度予算よりも15万6,000円低い金額となっている要因はということで伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。まず、印刷製本費につきましては、委員がおっしゃるとおり、ごみの出し方マニュアルによる減と、加えてカレンダーの印刷費による減額となっておりまして、ごみの出し方マニュアルについては、おおむね5年に1回見直して今年度に改定を行っております。

カレンダーにつきましてですけれども、令和6年度は中国版の作成を行ってまいりました。こちらが配布数がとても少なく、現在は作成を取りやめました。現在作成しているものとしては、日本語とポルトガル語と英語版。こちらが単価が下がった、こちらが価格が下がったということで減額の要因にもなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあすみません。関連で、なければ同じところで山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。同じところで、可燃・不燃物収集業務委託料の大幅増となった原因は何かということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。こちらは、家庭系の燃えるごみと燃えないごみの収集運搬管理業務であります。

例年3年間の業務委託で契約を進めておりましたが、今回は4年間で契約を行います。こちらが一番大きな原因ですけれども、ただ、単年度比較しますと、一番初めにお答えした収集物の収集運搬業務と同じで、単価の増ということで捉えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 価格等の高騰なんかあるわけですが、今度は新しいギャラリーの新設ということで、お金が非常にかかる。全体としては、やっぱりごみの量を減らすための対策というのは、特に何か考えられているのかどうか。

浜松市も大分減ったという話をこないだ新聞に載っていましたが、その辺はどうでし

ようか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長でございます。まず、来年度から新たな取組として、製品プラスチックは資源回収するものですから、それが年間で90トンになりますが、ここは確実に減らしていきたいと思っております。

そのほかにも、昨年度から少し力を入れているのが、事業者系の一般廃棄物の処理を減らしていきたいなと思ひまして、事業所のほうに主にスーパーとか、そういったところに食品残渣を減らしてもらいたいもんですから、訪問指導しております。

確実に訪問指導行ったところが、実質的に見ても減ってきているのかなという実感でございます。

以上です。

○16番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。この中で、ちょっと1点、自分が疑問に思ったのが、ごみ袋のデザインって何年か前に変わってて、これってまた変えていくとかってあるんですか。今どれぐらい何千円、年間とかって書いてあったりとか。ほかは、掛川だと表も入れたりとか、そういったのもあったりはした。ほかに何か考えがあれば。中畠係長。

○環境推進係長（中畠 君） 環境推進係長です。袋のデザインにつきましてですけど、今1人当たりのごみ処理費とか掲載をしておりますけども、今年度ちょっと課内で話がありまして、その辺の皆さんへの周知する、すべきもの、こういったものを検討して、来年度いい方法があれば変えたいなということで現在検討をしているところでございます。

○分科会長（西下敦基君） そうですね、どこかの袋だか、どうしても燃やすしかないごみ袋みたいなのか、そういったのがあったりとかするので、分かりました、いいものがないか。

ほかにありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥です。確認ですけど、来年度っていうのは9年度、8年度。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。令和8年度と。

○5番（奥野寿夫君） 8年度中に。すみません。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今ごみ袋の件が出ましたので、ちょっと確認ですけども。

県の環境のほうで一度出た、話を聞いたときに、被災地の人ぶん、仮設トイレ等で使ったものを県のほうでは袋を別にするという案が、そのとき出てたんですけどね。いざとなつてからでは間に合わないと思うので、その辺の準備のことについて答えが出れば教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 災害時のそういったときの、分別したときのごみの処理についてという感じで、もし分かれば。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。災害時のごみ、避難所等につきましては、当然、仮設のトイレとかといったところでは、普通のごみ袋ではなく、トイレ用の袋を使用いたします。

各一般家庭につきましては、今のところ別の袋でというのは考えてないものですから、トイレの袋をよく縛って可燃ごみとして出してもらい、そういったことになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ただ、まだ周知が、まだ決まりきってないので、そこら辺をまたちゃんときちんとして考えてほしいですよということ。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、12番目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 4款2項1目、タブレット26ページ。負担金が減額になった理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。来年度から新施設の整備がスタートしますけれども、来年度に限っては設計業務のみのため、材料の仕入れ等が発生しませんので、受注者からの請求がございません。これが大きいです。それ以降は建設に入りますので、負担金の増額は予測されます。

加えて今年度行ったリサイクルプラザ建築工事なども来年度はありませんので、このことも減額の理由でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですね。それでは、13番目を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。4款2項2目塵芥処理施設管理費です。タブレット28です。

修繕費が増額となっているが、修繕の内容を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。こちら棚草地内にございます環境保全センターに設置されている検知機と火災報知器、こちらの取替えということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。これは何年かに一度全体で行っているものですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） こちらに設置されている火災報知器につきましては、取替えを行っておりませんので、そろそろ取り替えたほうがというご指摘が検査の中でありましたので、今回取り替えさせていただくことになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。なければ、すみません、山下委員、16番お願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。4款2項3目し尿処理対策費、タブレットは32ページ。

物価高騰によるし尿処理手数料の値上げはないのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀課長。

○環境推進課長（赤堀耕二君） 環境推進課長です。こちらし尿処理手数料につきましては、菊川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいております。現在のところ、料金の見直しの予定はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 事前じゃないですけども、令和7年よりも若干減っていますよね、

金額が。この要因というのは、下水の普及ということなんでしょうか。そこら辺、ちょっと聞きたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中畠係長。

○環境推進係長（中畠真悟君） 環境推進係長です。委員がおっしゃるとおり、下水が普及していくことで、くみ取りはだんだん減っていきますので、それが要因だと考えております。
以上です。

○16番（山下 修君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、環境推進課のところで何か質問があればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあなければ、いいですかね。

以上で質疑なしと認め、質疑を終了します。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

○分科会長（西下敦基君） これで課ごととは自由討議をしていきます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。それでは、ただいまから、議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員は挙手のうえ、発言をお願いします。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、基本的なところでちょっと聞きたいんですけど、野良猫の件なんですけども、うちもそうですけど、隣もそうなんですけども、ものすごい猫が来てふんをしたりして、野良猫の定義というか、どれが野良猫で、飼い猫か分かんないような状態で、年寄りなんかは餌を与えてるみたいなのもあるもんですから。その辺のことがちょっと、餌を与えてる方はすぐ捕まえられると思うんですけども、野良猫なんか分んないというか、その辺皆さんどういうふうに理解しているかお聞きしたいんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。どうぞ。

〔「私、え、答弁」「首輪をしているか、していないという、ひとつ判断」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 13番 今、番号を言ってからで発言をお願いします。

1番。

○1 番（本田高一君） 1 番 本田ですけど、犬は首輪大体してるんですけど、うちの近所にいるのは、みんな首輪ないもんですから、野良猫という判断をすれば。

○分科会長（西下敦基君） 15 番 西下ですけど、やっぱり地域で、自分では飼ってなくても、ふらふら散歩して、猫がいるところで餌をあげたりとかしてるんで、それはまあ、かわいいからあげたりとかであるんですけど、隣近所の住んでる方は、そこに住みつかれちゃって、その近所を悪くしちゃってということで問題になると思うんです。

基本的には、自分の猫で大切だと思ったら、分かるように首輪をしたりとか、そうですね、していただかないということだと思います。この関係であれば。

○1 番（本田高一君） 1 番 本田ですけど、私もそれと思ってて、本当にかわいくて飼っている人は、結構うちの中にトイレつくったり、犬と同じような感じでやっておられるんですけども、まだ昔の、特に高齢のなんですけど、猫は自由にその辺走り回っているという感覚なもんですから、そこをチラシができるといったもんですから、その辺、徹底できないかなって、ちょっと。

○分科会長（西下敦基君） はい、関連して、ちょっと自分も思ったのが、ただ前も言ったと思うんですけど、対策を、予算をちゃんとつけて、先になるべくたくさんやれば、ねずみ算じゃないんですけど、予算がなかったからこれ以上できなかった、その増えたのがまた来年またどんどん増やしていくという話になると思うんで、対策をなるべく強くして最初は、そうすれば予算が少なくなっていくのかなという気もしましたし、あとクラウドファンディングで気になったのが、プラス事業を強化してくれるんだったらいいんですけど、もらったらクラウドファンディングで一般会計のやつはちょっと戻しちゃって、クラウドファンディングだけのお金でやっていうのも、ちょっともしかしたら、そういったこともあり得るのかなと思ったので、できればクラウドファンディングでもらったら、それはプラスした予算にしてもらいたいなと思いました。

ただ、その分また需要がなかった場合、予算が余っている場合があると思うので、それはまた猫関係の予算で何か事業を立ててもらうとか、そういった対応をしていただければなと思いました。

以上です。ほかにあれば。

○1 4 番（小林博文君） 去勢手術の助成の件なんですけど、いつかちょっとやったのかよく分かんないんですけど、コミ協の委員やったところに、一般の1%枠の中で、この去勢手術の補助してほしいっていうのが出て、すごくいいなと思ったんですけど、不採択になったんです。

よく分かんない、その後から補助が出たのか分からないんだけど、やっぱそういうことですごく、なんか最初の発端が分からないんだけど、かなりそういう、今困っているっていうところの、誰がお金出すんだっていう問題があったと思うんですけど、その辺でやっぱり、野良猫がいるんだけど、耳んところやってあるとかって分かるみたいだけど、その辺もどこまで、みんな関心持って、野良猫なんで去勢で捕まえるっていうとき、じゃあどこ言ったらいいんだろうな、いろいろ分かんないことが多くて、その辺でこう、今言った捕まえるのに、なんかお金、その去勢の中に含まれてるならいいんだけど、その辺も負担になってるんなら、なおさらをやってやらないと減ってかないのかなっていう気がありましたんで、以上です。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。猫の許容範囲、移動範囲が5キロとかっていうんで、菊川だけじゃなくて広域でこう、掛川、御前崎、牧之原等ともやらないとあんまりクラファンの意味がなされないのかなとは、正直思っているところではありますし、先ほど私が聞いた猫のひっかきによる細菌等が入ってっていうのも、年間で1万人ほどが、こういった猫からの細菌が入ってっていうケースがあるそうなので、むやみやたらに、捕まえる方は、それなりの猫ちゃんの知識を持っている方だとは思んですけど、そういったところも問題になってくるのではないかなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。ちょっとこの予算の関係で、要綱が変わるというのは、去年の質疑か、議論で伝えて、今回、事前じゃなくて事後でっていうことで変更があるっていうことはいいことかなと思いました。

ほかのところで何かあれば、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。環境推進課は市民ギャラリーとの絡みもありまして、今は建て替えでいろいろもめてはいるんですけども、やはり他市なんかですと、こういう機会に脱退して独立するところの自治体もあります。

そういったことで、私は、何回も、生ごみは燃やさないでくれというような一般質問をしますけども、あまりにも先を考えない行政だもんですから、私は苦言を呈したいと思うんです。

ごみの量を減らす、生ごみを減らすということが、本当の根本的な対策だと私は考えているもんですから、その燃やすこと以外にも方法はいろいろあるもんですから、それを行政として、菊川市として真剣に考えるべきだと思うんです。

ですから、それを集めることが大変だとかということを、出前講座でも言うんですけど、大変だからやらなくていいのかという問題ではないもんですから、どうしたらできるかということを考えていかなきゃいけない。

そして、他市に対してやっているところから学ぶことは多くあると思いますので、組合議会の中でも私は話をしているわけですが、掛川市もその辺のところから計画はあっても焼却炉で燃やすと、生ごみを燃やすという前提に立って、建て替えを考えているということです。

やはりここは大きな問題、社会問題であるし、行政問題の大きな要だと思っもんですから、行政としては、本当に真剣に取り組んでほしいなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連あれば。

○16番（山下修君） 先ほどごみを減らすということで答弁もあつたんですけども、事業者をお願いしておくことで、スーパーとか、いろいろなところで食品残渣を減らすと、こういう話あつたわけですから、これは業者にもお願いしなきゃいかんのでしょうか、各家庭でもそれは当然進めなくちゃいけないということで、やっぱりフードロスにつながるということと、焼却場でいろいろこういう生ごみなんかっていうんですか、そういうのを燃やすと、灯油を入れたりなんか、そういう処置も必要になるもんですから、できるだけ、生ごみを減らしていただくと、量も減らすと、20年しか持たなかった焼却場を、今度新しくできるものについては25年、30年つながるようなものにするためにも、量は減らすという感覚を皆さんが持たなくちゃいけないのかなと、こういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連あれば、1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、本当に私もそう思って、焼却も長もちするし、燃料費も安くすむということで、結構莫大な予算なもんですから、そこを変えていくと、本当に予算的にも市の財政もプラスになるんじゃないかなと思うんですが、それがやっぱり市民一人一人の意識なもんですから、そこをやっぱりこんだけ違うよっていうのをもうちょっと発信すれば、市民が1人でも2人でもこう、生ごみ燃やさないという方向で考えていただければ、大きなものになるんじゃないかなって思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連あれば、14番。

○14番（小林博文君） 生ごみの件なんですけど、減らす方法として、まず先が出さないということが減る、まず第一歩だと思うんですが、その辺を今言ったね、業者の生ごみを減ら

していくってとこで、ロスをなくすっていうことも大事かなって、もう一個の減らすのが、生ごみを燃やさないために何か努力するってことなんですけど、うちの会派で2年前ちょっと研修行ったところでは、四国だか、中国地方のほうで発電とかいろいろ利用してる、微生物を焼くっていうのは聞いたんですけど、やっぱ面積的にすごく土地が必要っていうことと、その辺のいろんな課題はあるなと。

あと、織部さんおっしゃった、じゃあ脱退して菊川だけでやりますと、じゃあどこでごみの処理場を受け入れるかという課題、各近隣見てもなかなかその辺、難しいんで、それするとやっぱり今の形を維持して、どんだけ生ごみを燃やさないようにするかっていうのは、まず第一歩は出さないっていうほうが大事だと思うんで、そこに重きを置いて、出たものがあまりにも多いならそういう方向に回るんだけど、その辺でどっちを優先するかっていうと、出さないほうを優先するほうが大事じゃないかなと思いますんで、そこにまず重きを置いたほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連あれば、ちょっと、自分がコンポスターとか、電気乾燥機とかで、生ごみをなるべく軽減化とか出さないような、コンポスターって畑のある人たちだったら、ぽんと置いて、その中に突っ込めばいいみたいな感じと思うんですけど、畑とかなない人に対しては、下の受けの土とかの容器も補助してあげて、それに乗せるとかっていう感じにすれば、もうちょっと普及ができるんじゃないかな、うちのほうだったら畑持っている人多い、コンポスターは別にいいかなと思うんですけど、それか、あと、自治会単位で生ごみの収集所とかつくって、それこそまとめて持ってってもらうじゃないですけど、そういうのもありなのか、そこはこれからの研究かなと思いました。

ほかにご意見あれば、ほかのところでいいですけど、お墓の話もあったと思うんですけど、14番。

○14番（小林博文君） 補助金、地球温暖化対策、国の事業でもらったけど、やるようなイメージだったんだけど、これってカーボンニュートラルに向けて、市がやってく中で、財源とするものがないんでやめるっぽいんだけど、それなら別のお金のかからないように、もっとキャンペーン張るとかやらないと、68%のうちなんか補助金ももらわないし、太陽光とかっていうところ、もうちょっと考えないと、補助金ありきの話だったなという気がして、政策ないのかなという気がしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、本当にこれ、インセンティブになって、やっぱり省エネ機能は、もう一ついいの買おうかなっていう、実際自分もそうなりしたので、ただ買うっていうと、やっぱり今動いてるものをなかなか買い替えるってならないので、壊れたら替えよと、そのときに、やっぱり省エネのいいものを買おうっていう、インセンティブになるので、継続してもらったほうがいいとかじゃないかなという気は、国の補助金ありきっていうことはありますけど、そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。はい、これぐらいで。

以上で、環境推進課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

休憩 午前9時29分

再開 午前 9時34分

○分科会長（西下敦基君） では、すみません。休憩を閉じて会議を再開します。

小笠市民課の予算審査を行います。

初めに、大石小笠市民課長より出席者の紹介をお願いします。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課の大石です。よろしくお願いします。

同席は係長の沢瀬が同席させていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、1、事前通知を提出された委員の方からお願いします。

1つ目は山下委員、お願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。2款1項1目一般管理総務費、小笠支所。タブレットの40ページですけども、（新）キャッシュレス決済機器とはどのようなものか、機器導入による費用対効果はどの程度か、ということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。ご質問にお答えさせていただきます。

キャッシュレス決済機器というのは、キャッシュレス決済対応のレジでありますとか、レジに附属するカードリーダー及びバーコードリーダーになります。

よく飲食店等で使われているような機器と同じようなものになりますが、お客様が電子決済を希望した場合に、希望する電子決済の方法によりカードリーダーもしくはバーコードリーダーを活用させていただいて処理させていただいております。

導入による費用対効果についてですが、このキャッシュレス決済対応レジの導入につきましては、現金やクレジットカード及びP a y P a yなど多様化するお客様の支払い方法に対応するためのものでありまして、数値で費用対効果というのを表すのがなかなか難しいものになってきております。代わりに導入のキャッシュレス決済の状況についてご説明させていただきたいと思います。

12月11に導入して現在までの状況になりますが、キャッシュレス決済対応レジで支払われた件数及び金額につきましては、2月末現在で2,121件、キャッシュレス決済対応レジで支払いがあります。件数的には以上になりますが、支払い金額が81万786円でございます。

そのうち、キャッシュレス決済の件数につきましては71件、全体の3.3%でございます。金額につきましては2万6,020円、全体の3.2%になっております。

窓口を見ていても、キャッシュレス決済を行うお客様の大半が若い世代の方たちが多く見受けられます。キャッシュレスでの支払いが多くなれば、それだけ現金の取扱いが減りまして、現金扱いのデメリットというものがおのずと解消されていくものでございますので、今後も窓口において、支払いの際には、支払い方法の選択肢というものを周知しながら、キャッシュレスが増えていくように努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 確認です。すみません、もう実際に入っているということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。この導入された機器につきましては、本年度の12月11日に、こちら小笠市民課のもので導入ではなくて、市民課も同じような形になるんですけど、それをまとめて財政課が導入したものです。本年度。

それから、（新）と書いてあるのが、予算が振り分けられて、今度は、保守のほうを各担当課のほうで持ちますので、（新）という形で上げさせていただいたものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。それは、QRコードとか、クレジットカードとか、いろいろなものに対応しているのですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。様々なものがありまして、全てではございませんが、ある程度、皆さまが使っているカードでありますとか、P a y P a yでありますとか、そういったものの対応可能になっておりますので、その対応をされているものは窓口のほうで周知しているような形になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。関連して、手数料は、逆にこちらの市のほうで負担するというものも発生するんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。キャッシュレスの関係の手数料については、小笠市民課で全てその手数料を取り扱うのではなく、会計課の部類になってきます。それは、手数料というものは発生するような形で、お支払いするような形になるんですけど、クレジットの基本料金でありますとか、電子マネーの基本料金、月額の基本料金、あと件数に応じた手数料というものが発生します。

実際、この2月までの小笠市民課での手数料のほうですが、1万695円の手数料というものが生じておりまして、こちらのほうは、一括して会計課のほうで支払いのほうが各会社のほうに支払われているような形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。先ほど支払いが2万6,020円。それに対して1万手数料実際かかってしまったということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課です。今、手数料を言わせていただいたのは、全ての市民課と小笠市民課合わせた金額になりますので、市民課のほうは、それこそもう少し

キャッシュレスで支払うお客様が多いものですから、そのような形になっています。実際ゼロ件でも基本料金がかかるものは、基本料金、月額の基本料金は支払わなければいけないものですから、そこでのプラマイというか、差が出てきてしまうんですけど、本当に使っていただく方が多くなれば、そこは先ほど申しましたように現金の取扱いのデメリットとかを減らしたりだとか、そういったことが発生しますし、そういったもので考えていけば、対応というか、導入した効果というのが表れてくるのかなと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） よろしいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。じゃあ1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、そうすると、ゼロでも基本料金が発生するというので、やっぱり、これキャッシュレスの方が多くなれば、そういった現金取扱いというのも楽になるし、それから予算の関係も削減されていくという考えでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。予算の削減というとなかなか、金額的にいうと見えないかなと思っております。

これは先ほども申し上げましたとおり、お客様の市民サービスのすごいメインのものでございまして、支払い方法の幅を広げるというか、今、コンビニエンスストアでも、お客様によつてはもう携帯だけで現金を持っていない方が多くなりますので、その選択肢はできるということはなっております。ですので、一番は、そこのお金のほうも、かなり上がってくる、こちらのほうにお支払いしていただくようなキャッシュレス決済で多くなればいいんですが、そこはなかなか周知して選んでいただくような形になりますので、皆さまのほうもキャッシュレスの対応を窓口でしていただければ、1件でも多くなりますので、また、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。市民サービス向上のために取り入れたと思うんですけども、職員のほうの業務効率的には、現金は現金で締めて、キャッシュレスはキャッシュレスで締めて、カードはカードで締めてという業務がたくさんになっているかと思うん

ですけれども、そこら辺の業務効率的なものを考えたときにはいかがですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。今、松永議員が言われたとおり、職員のほうの業務量としては、やはり若干、現金であるとかクレジットで、ちょっとごたごたする部分がございます。ただ、こちらのほうは市民サービスの一番のメインでございまして、キャッシュレスで一番いいのは、職員が現金を扱わない、お釣りを間違えたりだとか、そういったことが発生しないのが一番のメリットになります。そこを考えると、多少の決済的なもの、毎日の決済、これがクレジットで、これが P a y P a y とかの電子決済でという集計はすぐに出るようなレジになっておりますので、そういったところは早くしつつも、窓口ではどう切り替えるかというのがちょっと大変な部分はございますが、その点は市民サービスの向上の一点が一番のメインになってくるものになるのかなと思っておりますので、そこら辺は軽減できるような形で、いろいろ対応していきたいとは考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかにありますか。浅羽部長。

○生活環境部長（浅羽 淳君） すみません。補足で、正確なあれではないかもしれませんが。

小笠市民課長と市民課はそういう見解なんですけど、もともと市役所のほうに建設課だと道路台帳のコピーだとか、財政課だと地番のコピーで、A 4、1枚10円を3連の切符で会計課の横の金融機関の窓口を持っていってもらって、僕も建設課にいて、まずコピー代、じゃあ10円なら10円、下に降りてもらって、払って、領収書と道路台帳を交換して、それはそれで大変申し訳なく思ってた部分が今回解消されるということと、その10円のコピー代に対して金融機関が取扱手数料のほう30円とか60円とか取るようになってきて、それが問題になって、そこで財政課、企画財政部のほうで、これを導入するということで、市民課と小笠市民課に機器を置くようになって運用しているんですけど、今言った職員の現金の取扱いというところと市民サービスの向上とあるんですけど、もともとは10円に対して60円払うとかというのはおかしいよねというところに入れたというのが現状かと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連です。今の確認ですけど、キャッシュレス決済だと、そういう手数料は多少かかるけど、そんなにからないということなのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽部長。

○生活環境部長（浅羽 淳君） 生活環境部長です。小笠市民課長が申し上げた1万幾らというのが、今資料で見ると1月分の市民課と小笠市民課の合計で1万695円。小笠市民課に限って言うと手数料が15件で1,534円ということなので、さっき言った10円に対して60円払うとかということはないので、ただ、さっき言ったように、ゼロ件でも月額の基本料金はかかるということで、10円に対して60円払うよりは大分解消されているのかなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにございますか、よろしいですか。

では、2つ目のところ須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 2款1項5目旧小笠支所管理費について伺います。

説明資料42ページ、タブレットで44ページになります。

旧公用車駐車場舗装撤去工事とありますが、事業内容の詳細を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。ご質問にお答えさせていただきます。

旧公用車駐車場の位置になりますけど、法務局の跡地の道を挟んで南側になります。旧小笠支所西館及び敷地と同じく、そこは小笠市民課が管理させていただいている土地になります。

合併以前から、この土地、個人から借用している3筆の土地で、広さにつきましては、136.22平米、136.22平米の土地になります。

今年度、土地の所有者様と連絡を取りまして、今後のことを協議した結果、既存の舗装を撤去して、現況復旧を行い、返還する運びとなったため、今回予算の計上をさせていただいたものになります。

協議の中では、所有者が好意にしている不動産業者の話にもなりますけど、その土地、売買するには現況復旧されて、速やかに譲渡できる土地でないとなかなか買手というのはやはり見つからないということでございます。

そういう話もあった中、土地所有者様の意向で、今回、舗装撤去させていただいて、現況復旧する見込みとなりました。

また、その土地の西側に財政課が管理する一般財産137.6平米の舗装された土地がございますが、こちら先ほどの売買もしされた場合は、すぐに手続が取れるようにするために、協議した結果、舗装についても同じ理由で今回の工事に合わせて舗装撤去、こちら、一緒に工

事やったほうが得ですので、小笠市民課がこちらのほうでさせていただいて、舗装を撤去する形と協議させていただいて行わせていただくものになります。

合わせて4筆、個人さんの土地の3筆と財政課が持っている土地1筆を合わせて273.82平米。もう一度言います。4筆で273.82平米の土地に既存する舗装でありますとか、コンクリート構造物の撤去を行うものとなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。これ今、何に使われていて、これ撤去工事という返還することによって業務に支障等は発生しないでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。今は使われておりません。本当に駐車場として二、三台置けるような土地で、そこを舗装してあって、草おさえみたいな形ですけど、もともとの舗装をそのままにしてあったものになります。ですので、こちらのほうは返還して、個人さんも、その土地をずっと持っているより売買できれば売買したい、多少狭い土地なのでなかなか難しいかもしれませんが、そういった意向もございまして、今回撤去させていただいて、お返しというか、今後の活用をしていただくという形で考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 市に買ってくれて話じゃなかったんですか、これ。

答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。小笠市民課で財産を持つということはなかなかできないものですから、そういう話は平成24年くらいにお話等があったらしいです。ただ、財産を増やすというわけにもなかなかいきませんので、そこはですね、今までの既存の舗装はそのままにして草おさえだけはしとくよという形で、ずっとこの令和7年度まで来ていたものになります。今回しっかりと話をして、手を切るというような言葉はおかしいかもしれませんが、しっかりと個人さんのものは個人さんのもので、しっかり返していくというので考えさせていただいて協議させていただくものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。確認ですけど、ということは今まで借地料を払っていたものが、これからはもう契約を解除して、もうなくなるということです。

○分科会長（西下敦基君） 大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。これ合併以前からのもの、町時代のものからになりますけど、ご好意で借料というものは、借地料というものはお支払いしておりません。その土地の草刈りだとか、そういう管理とか、そういったことで、本当に当時、そういったご好意をいただいていたの契約になっておりました。ですので、それであれば、やっぱりしっかりとお返し、お返しというか、させていただいたほうが、個人さんの利用の方法広がると思いますので、そういったふうにして、ちょっとお話をさせていただいて、今回の形になるものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 先に13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、旧小笠支所、建物も8棟あるということで、1970年ですからもう56年たってるわけですね。今年のこの予算に関して、これに手をつけるということは、今の話以外にありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。織部議員が言うように、あそこ棟数がたくさんあっていろいろ管理してるわけなんですけど、今、西館のものでありますとか、土地でありますとか、そういった形、各財産ごとですね、各課が管理してるものでございます。

旧の小笠支所の関係でございますが、今は解体とかそういったものの予算は取ってございません。今いろいろと倉庫的に使ってるものがございまして、その部分も踏まえて、今後協議とかいろいろしていくと思われしますが、今のところは今年度の予算では、解体とかそういったものの予算はなく、少し雨漏り等がございしますので、そういったのを見ながら、少し修繕等が、しなければいけないものも倉庫的に活用してますので、そういったものが発生すればちょっと修繕させていただくということで、できる限りお金をかけないような形で今管理させていただいているものでございます。電気とかガスとかそういったものは、西館のほうは止めさせていただいておりますので、今後も協議していく中で、今後どうするか分かりませんが、来年度につきましては、その修繕的なものと、あと敷地内の樹木の管理くらいを予算計上させていただいているものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、今総合計画がこの3月か4月ですか、新しくなるということで、やはりここは私は手を入れるべきだと思うんですよ。それで、小笠市民に対して、壊すものは壊して、新しいもの必要なものがあればそういったものと。そして、今あそこで業務をしてるのは水道ですか。ですから、それを今の小笠支所のほうに移せるものなら移して、全て簡略化するというような方向を、やはり計画としては今回の中にも入れるべきだと思うんですけど、その辺は全然考えてないんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。体制的なものをちょっと小笠市民課のほうでどうしていくというのは、まだ考えていないというか、小笠市民課で考えるものじゃないと思いますので、どうしていくかというのは、問題提起はさせていただくこともあるかと思いますが、今後、公共施設整備施設計画というものが出されるかと思いますが、その中でうたっていく、どのようにしていくかというような形で、またそちらのほうを見ていただけるとありがたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにということで、1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。ちょっとまた元に戻るんですけども、先ほどの工事のほうの土地のお返しということなんですけども、使用料は払ってないということだったんですけども、そこで、その土地の今、草刈りだとかあったんですけど、若干その面でお金が発生してたということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。これ、予算かかっておりません。かかっていないというのは語弊があるかもしれませんが、小笠市民課の職員が時間を見ながら、草の状況も見ながら、草刈り機を持って刈りに行ってますので、予算的には出ておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。そういったのが、その近くにまだ残っているかどうかというのをちょっと聞きたいと思うんですけど、そこだけじゃなくて。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石課長。

○小笠市民課長（大石輝幸君） 小笠市民課長です。その周辺でありますと、先ほど申し上げ

げた横の財政課が管理している土地でありますとか、法務局も今建物を取られて、草刈りとか財政課が行ってるもの、また、少し行ったところには都市計画課で行ってる市営住宅の関係の敷地もありますので、そういった草刈りとか、そういったものは発生してると思いますけど、小笠市民課では、この土地プラス旧の小笠支所の敷地内の草刈りとか、そういったことだけになりますので。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。どうしても質疑があれば。なければいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、質疑なしと認め、質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議して結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある方は挙手にてお願いいたします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今、私言ったようなことで56年たってる。東海大地震が来れば倒れるんじゃないかという心配もありますので、早急にその計画の中に入れるべきだと私は思うものですから、行政のほうにその検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。14番。

○14番（小林博文君） あそこが今文書管理の書庫になってまして、旧のところが。聞くとところによると相当数の書類がある。それって管理上残すものなんで、それをどこへ移動するかっていう問題があるものですから。あと水道のところで、機材が大規模なんで、近くにあるというところであるんですけど、おっしゃるとおりで、移す場所がちゃんと計画で決まれば移せるんでしょうけど、なんか2フロアぐらい使ってる聞いたと思うんで、その辺の量をどこへ書類をするかというのかなり課題なのかなと思います。前から言ってるとおり、不用になってきたものは処分して、市で使うのか、民間へ戻して売り払うのか、やっていくべきでしょうけど、その辺の書庫のところがすごく物が多いというのは聞いてますんで、その辺だと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。16番。

○16番（山下 修君） 多分、耐震補強はしっかりしてあると思うんですね。見ていただ

くと、鋼構造で幾つであれして、その対応はできてるということだと思うんですけど、いろいろ今の言われたようないろいろな使い方というものもあるでしょうし、確かに設備関係は大分老朽化してきて、空調とか水道とかそこら辺はあれなんでしょうけれども、有効的な活用というのがあれば、そこら辺をしっかりと検討して、無理やり潰すという方向じゃなくてもいいんじゃないのかなと、こんなふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） この話って長引いちゃうかもしれませんが、この庁舎もまだ使うということであるので、多分合併もしてこの庁舎使って、ただ、手狭になってて書庫もきつと限られてると思うので、確かにそういう面もあるかなということ聞きながら思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。ちょっと自分もキャッシュレスの関係で。行政の方って、窓口の方って、市民のことをお客さんと言うので、お客さんがいいのか、市民として対応したほうがいいのかも、お客さんのほうが丁寧な対応になると思う。ちょっとそこがちょっと自分違和感があったので、ちょっとそれだけありました。ほかにあれば。

あと、キャッシュレスは利便性の向上でも、時代の流れで、これは当たり前かなと思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。なければ、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、小笠市民課の予算に係る審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長にお願いします。

これで、そのまま続行でよろしいですかね。次は市民課になりますので。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開します。

予算審査を行います。

初めに、吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課です。よろしくお願いします。

まず、戸籍係長の松本です。

○市民課戸籍係長（松本 彩君） 松本です。よろしくお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） 住民記録係長の鈴木です。

○市民課住民記録係長（鈴木敬司君） 鈴木です。よろしくお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） 最後に、国保年金係長の山内です。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 山内です。よろしくお願いします。

○市民課長（吉川淳子君） よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、事前に通告された委員の方から質疑をお願いします。

皆さん、マスクしているので、語尾をはっきり、入るようにお願いします。

ということで、1つ目は須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 2款3項1目人権擁護活動費について伺います。

説明資料1ページ、タブレットで3ページになります。

消耗品費が、令和6年度13万円、令和7年度27万6,000円、令和8年度61万6,000円と増額となっております。令和6年度は、昨年の当初予算審議の際に、余りの活用で減額していたというふうに伺ったんですけれども、今回また大幅に増額しておりますので、この要因もお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。概要書の令和8年度実施内容のところ、業務内容をご覧ください。

来年度は、丸ぼつ3つ目の掛川人権啓発活動地域ネットワーク協議会当番市における講演会等の実施の予定がされております。

この掛川人権啓発活動地域ネットワーク協議会とは、静岡地方法務局掛川支局管内の本市及び掛川市、御前崎市の行政と人権擁護委員協議会で組織しておりまして、市単位で1年交代の事業実施の当番市となります。

当番市は、人権講演会の開催や人権の花運動のための資材購入などを行います。

ご質問の消耗品費の増額の理由についてですが、来年度において、人権講演会に係る消耗品や3市一括調達の資材購入を行うことによるものです。

なお、本事業には、人権啓発活動地域ネットワーク委託金が充てられます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか、これで。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の山下さん、同じところをお願いします。

○16番（山下 修君） 同じ項目で、人権講演会開催は初めての開催となるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。人権講演会の開催についてですが、先ほど申し上げたとおり当番市として事業に当たる3年ごとに開催をしております。

前回の当番市であった令和5年度には、陸上競技短距離選手の飯塚翔太さんに、「世界と走る」と題しまして、ご講演をいただきました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） （新）って書いてあったものですから、初めてなのかなと。先ほども、別の関係で（新）が入っていたんですけど、それは財政課でやったのは、去年やったんですけれども、市民課に予算が移ったのは今年が最初なので、（新）というふうなところがありません。この（新）という使い方でちょっと迷ったものですから。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。（新）のつけ方ですけれども、前年度にない予算ですと、急にそこら辺が発生することによって、分かりにくいという面もありますので、前年対比ということもできませんので、（新）とつけさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） よく分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目のところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。2款3項1目、タブレット、5ページです。

委託業者選定となりますが、これは現在委託している業務のことか、どのように人選する

のか、委託のメリット、デメリットは何か伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。最初に、委託業者選定とあるが、現在委託している業務のことということですが、おっしゃいますとおり、現在の市民課及び小笠市民課における窓口業務及びシステム端末操作業務委託が令和８年度末までの契約となりますので、次期契約の業者選定を行うものとなります。

次に、どのように人選するのかについてですが、この選定委員、前回の窓口業務委託選定委員会においては、委員８人中２人の外部委員を選任しておりまして、お一人は金融機関の副部長職の方、お一人は市民課業務に精通した元職員の方を選定しておりました。

今回につきましても、同様に委託業務や窓口業務に通じた方を選任したいと考えております。

続いて、委託のメリット・デメリットについてですが、メリットとしては、窓口業務は曜日や時間帯、それから年度末とか年度当初の住民の異動の時期による業務の繁忙と閑散の差が大きいという特徴がございますが、業務委託することによって、人員配置が日や時間に基づき計画的に、もしくはその日の状況に応じて設定することが可能であることが挙げられます。

また、会計年度任用職員の配置と違い、業務委託となるため、労務管理や、それから教育研修の実施というものも受託者が行うこととなりますので、そこがメリットかと思います。

反対にデメリットといたしましては、業務を委託することにより、職員自身の接客機会減少、せっかく窓口業務に配属されるのであれば、接客の機会によって人材育成の機会となると思うんですが、その機会の縮小という面があるかと考えております。

ただし、最近は全庁的な接遇研修とか、あるいは接遇トレーナー制度、入職３年目が１・２年目に指導をするというようなものも行っておりますので、育成機会はそんなもので補完されていると考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。５番。

○５番（奥野寿夫君） ５番 奥野です。委託だとすると、直接指示ができないかと思うんですが、その辺は職員と委託業者の間はスムーズに連絡取れているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。まず仕様書というものがあって、この業

務はこういうふうについていう手順があるんですが、地方自治法とか公共サービス改革法の中でも、例えば民間に委ねていいところと委ねては駄目なところとって、審査、交付判断というのは行政が行うということになります。

その中で成果物を受託者から納めていただいて、確認作業というのを必ず職員のほうで行っておりますので、その中で内容が間違っているとか、あるいはこういう考え方ではないかということは、そこでやり取りをするというようなことになっておりますので、その齟齬はその都度修正をしているというような状況となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、5番 奥野ですけど、法務局なんか行くと、結構壁で仕切っちゃってますけど、そこまでの必要はないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。一応業務上には、業務を行っている場所には、ほかの職員が入らないようにということで、印をして、ここは委託業者が行っているところなので、立ち入らないようにということで、接点というのを、後ろの職員と向こうの委託業者との間につくってありまして、そこでのやり取りを行っているということになっております。

○5番（奥野寿夫君） 区画しているんですか。

○市民課長（吉川淳子君） 区分をしてるんです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4つ目のところですね。松永委員、お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。同じところで、ページは次ページになります。

コンビニ交付BCL利用料増額、コンビニ交付システム保守点検委託料減額、戸籍総合システム保守点検委託料増額の要因を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。これまで各自治体が独自にシステムを構築・運用してきたことで、自治体間での仕様が異なりまして、データ連携が困難であったことから、

期限を持って進められました地方公共団体の基幹業務システムの標準化、システム標準化とよく言われますが、菊川市においても令和8年2月24日から標準仕様書に基づく新システムに移行しているところです。

ご質問のコンビニ交付BCL利用料増額の要因についてですが、コンビニ交付システムは、システム標準化によりまして、J-Lis、地方公共団体情報システム機構というんですが、運営するBCLという、自治体基盤クラウドシステム方式という方式に、今まで自庁でサーバーを置いて行っていたコンビニ交付がクラウド方式に替わっております。

これに伴いまして、令和7年度はBCLの使用料を2か月弱分というか、1か月強の利用料を計上していたところなんですけど、令和8年度は1年分ということで、利用の期間が延びていることから、利用料が増額しているような状況となっております。

続いて、コンビニ交付システム保守点検委託料減額の要因についてですが、先ほど申し上げたとおり、今までは、標準化前までは自庁に専用サーバを持って対応してきた部分がBCL方式に変わったことで、保守点検が必要となる機器が減少したことによる減額となります。

最後に、戸籍総合システム保守点検委託料増額の要因についてですが、こちらがガバメントクラウドに移行したことによる諸経費の増額のほか、外字フォント、文字属性情報管理の必要があるんですが、その委託が必要となったことによる増額も含まれております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。システムが変わるだけで、市民の方へのサービス内容は変わらないということでよろしいですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。そのとおりでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、その次、5つ目のところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 同じところですか。（新）キャッシュレス決済機保守管理業務委託料の説明をお願いします。導入範囲と今後拡大していくのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問のキャッシュレス決済機保守管理業務委託

料についてですが、当該機器は、昨年12月11日に小笠市民課窓口とともに導入した市民課窓口
に設置されているキャッシュレス決済機能を持つセミセルフレジで、この機器に係る保守
料となります。

小笠市民課と保守料金が違うところについては、市民課のほうに入れている自動受払機能
の有無、それがああるかないかによって機器構成が違いますので、その差となっております。

続いて導入範囲についてですが、現在、当該機器で徴収しているのは、窓口における各種
証明書手数料のほか、環境推進課の畜犬登録手数料、それからリサイクル袋、それから農林
課、都市計画課、建設課及び財政課で扱う地図等の代金、その他本庁舎内の各課のコピー・
印刷料などとなっております。

ご質問の今後の拡大についてですが、今回の機器導入は、令和6年3月に定めております
菊川市公金キャッシュレス納付及び口座振替推進方針というのになりますが、それに基づき
行われていますが、この方針のキャッシュレス決済を検討する歳入に、今回導入していない
庁舎目的外使用料、あるいは霊園使用許可証、書替再交付手数料など、まだ実施されていな
い部分がありますので、それについては今回のキャッシュレス納付の導入効果を見ながら進
めていくものと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。セルフレジということで、市民課のほうは、そのよ
うな……。

○市民課長（吉川淳子君） セミセルフです。

○5番（奥野寿夫君） そうというようなシステムなんですね。

先ほどの説明で、地図の料金とかも今市民課で払うようになっているということですか。
今まで指定金融機関でできたものは、先ほども話がありましたけど、確認です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。今まで会計課の横の銀行さんのところ
でお支払いいただいていた地図代等は、原課で納付書のほうを作成したものをお持ちいた
いで、それで払っていただいているというような状況になっております。

納入方法ですが、もちろん現金でもキャッシュレスでも払えるということになって
おります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5 番（奥野寿夫君） それは、その支払いの受付は、銀行じゃなくて市民課になっているということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 一部違うものも、多分、地図代についてはうちのところで頂いておりますが、先ほど申し上げたように、まだ導入していない庁舎の目的外使用の料金とか、あるいは霊園の使用料とか、庁舎内で請求するものもあるとは思いますが、そちらはまだ導入していない状況となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5 番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。14番。

○14 番（小林博文君） ちょっと小笠のほうも聞きたかったですけど、今の拡大という部分で、キャッシュレス決済のものを広めてということが可能なのかっていう。例えばクレジットカードの種類を増やすとか、電子マネーの種類を増やすとか。僕が一番聞きたいのは、例えばこの辺で、須藤議員の一般質問で、地域通貨を始めたときに、そういうものを導入できるのかどうか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 今、機器を導入した会社のほうで行っている関係で、P a y P a y とか何種類か、メインで使われるようなものは大体入っているような状況となっておりますが、ただ地域通貨みたいなものをつくったときに、それが使えるかどうかはちょっと、業者のほうで確認しないと。

○14 番（小林博文君） QR か何か決済するようになると思うんですが。

○市民課長（吉川淳子君） 可能性はあるのかなとは思いますが、確認しないと。

○14 番（小林博文君） 分かりました。

○市民課長（吉川淳子君） 申し訳ございません。

○分科会長（西下敦基君） ほかにありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところ6 番目のところ、小林委員からお願いします。

○14 番（小林博文君） 国民年金総務費です。タブレット7 ページ、紙の5 ページです。

一番下のところにあります、これも（新）なんですけど、国民年金システム改修、税制改正対応等は具体的にどのようなことかで、これについて国の国庫補助のようなものはないのか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。初めに、国民年金システム改修における税制改正対応の内容についてですが、所得税法等の一部を改正する法律等において、特定親族特別控除が創設されたことに伴いまして、国民年金法施行令等の一部改正がされました。

これによって、国民年金保険料の免除等に係る所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、特定親族特別控除額を追加することとなり、これに対応するためのシステム改修を行うものとなります。

国庫補助についてですが、現時点で補助内容等正式な通知はいただいておりますが、令和8年度分の補助についての厚生局に質問をした内容への回答なんですけど、令和8年度分も補助を出すとの回答をいただいておりますので、そういうことになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。7番目の本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） お願いします。1番 本田です。

3款1項9目後期高齢者医療事務費ということで、タブレット9ページお願いします。報酬と職員手当が減額されており、パート職員が2人から1名になっているが、業務に影響がないか伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の業務への影響についてですが、後期高齢者医療事務費として雇う人数というのが、4時間勤務の会計年度任用職員が2人から1人に減りますが、代わりに国民健康保険特別会計の予算で雇います会計年度任用職員について、令和7年度に7時間1人、4時間勤務が1人としていたところ、8年度には7時間勤務を2人体制へと変更いたします。

そのため、係として雇う人数的には4人から3人に減るわけなんですけど、延ばしていただ

くお一人っていうのが、長くお勤めいただいている方となっておりますので、勤務時間を延ばしていただくことで、大きな影響はないと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、その下の8番目のところを小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 同じ後期高齢者医療事務費です。次のページ、タブレット10ページになります。後期高齢者健康課題分析委託、これも新規なんですけど、により、どのような課題分析ができるのか。また、その後のデータの活用法はどうかということでお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。後期高齢者健康課題分析委託により、どのような課題分析ができるのかについてですが、レセプトデータや健診データの分析、それから、介護認定者状況などの分析を行うことで、医療費や介護費の経年の変化、それから、地域別の介護や健診、医療費の特徴などを知ることができます。

今まで市の保健師等が行っていた分析を専門とする業者へ委託することによって、本市の課題把握だけではなく、これまで取り組むことができなかった要因分析や既存事業の効果検証につながると考えております。

また、その後のデータ活用についてですが、分析結果を基にした本市における後期高齢者の健康課題を把握することで、今後の高齢者の健康に対する予防や維持につながる事業や施策に反映していく予定でおります。

なお、分析結果に基づく市の特徴に合わせた保健事業と介護予防の一体的実施事業の内容見直しは、医療費の削減や介護予防につながるものと期待しているところです。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） 分かりました。ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、最後のところを須藤委員、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。同じところで、口座振替手数料件数が1万9,600件から7,000件に大幅に減少しておりまして、この要因をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の口座振替手数料件数の減少の要因についてですが、団塊の世代の後期高齢者への移行が一段落しまして、普通徴収の対象となる方の減少に伴い、口座振替登録者も減少する、特別徴収のほうに切り替わるということで、見込んだことによるものとなっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） これで、市民課の事前通知は終わりました。市民課の中で一般質疑がある方は挙手にてお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 通告していないんですが。

○分科会長（西下敦基君） 場所だけ言っちゃってください。

○5番（奥野寿夫君） 国保の支出金ですけど。

○分科会長（西下敦基君） ページを入れてもらっていいですか。

○5番（奥野寿夫君） タブレットの8ページになるかと思うんですが。

○分科会長（西下敦基君） 国保特別会計費ですね。

○5番（奥野寿夫君） 国保で聞こうかと思ったんですけど、出産育児一時金に係る一般会計の繰入金の仕組みが変わるということで、ちょっとよく分からなかったんですけど、減額されるようなふうに見えるんですけども、これは静岡県の場合は変わらないということでいいですか。変わります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。ここで聞いたほうがいいのか、国保会計で聞いたほうがいいのかどちらですか。

○市民課長（吉川淳子君） 国保会計でも同じような質問をいただいていて、そのところで。

○5番（奥野寿夫君） そうでしたか、それじゃあそっちで、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） そちらでということよろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） いいですよ。ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） では、そのときに質問していただくということで。ほかで。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すみません、戻っちゃって申し訳ないんですけど、8ページの先ほどの小林議員の質問のところ、3款1項9目後期高齢者医療事務費のところで、後期高齢者健康課題分析を今年専門家に委託されるということで、面白いなと思ったんですけど、これ、検証完了時期とそれに基づく市の改善策の提案時期というのは、いつぐらいを見込んでらっしゃるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山内係長。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 国保年金係長でございます。まず、課題分析を業者さんに委託、業者でやってもらう時期が一応7月から8月頃に、業者のほうで要因分析をしてもらいます。その後、8月から9月にかけて、業者と健康づくり課も含めた当市の職員で中間打合せという形で、その結果を基にどういったことができるかというのを一緒に決めていくような形になります。

実際にまた、業者の方が9月から10月にかけて、さらに再度こういったことがいいんじゃないかという提案をしてくれて、それを基に次年度、令和9年度の当初予算に反映できればと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。これ、このデータ分析に基づいて、計画の見直しを行うとかということは特になく、当初予算に反映のみを、今、考えているということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山内係長。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 国保年金係長でございます。計画については、毎年、一体的実施に係る検討会というのを、市民課、長寿介護課、健康づくり課で行っておりまして、毎年、変えておりますので、その当初予算に反映するとともにどういった内容にするかという計画も検討していくようになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ちょっと関連で、これ、委託する業者ってどんな業者になるのか、もし分かればお願いします。

答弁を求めます。山内係長。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 国保年金係長でございます。今、お話をしているとこ

ろにはなってしまうんですけども、例えば、三菱総合研究所とって、国とのつながりがあるような業者さんとなっています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかにありますか、全体通して。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員は挙手の上、発言をお願いします。

ということで、すみません、最後、後期高齢者健康課題分析委託というのは、やっぱりこういうのはちゃんと進めて、菊川市のどんなところが、お達者度とかでもあったと思うんですけど、塩分が高いだとか、筋肉落ちてるだとか、男性、女性とか、またいろんな課題が多分あると思いますので、こういうのはやっぱりはっきりしてほしいかなと思いました。ぜひ、進めていただければと思います。

関連があれば。関連なくても、ほかで。

○14番（小林博文君） 違うところでいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 違うところでも。14番。

○14番（小林博文君） どこだったかな、システム改修を、コンビニ交付だっけ、国のほうのに移管するんで変えますという話があって、まさにこれほかのところでもいろいろやられてるんですけど、ちょっとほかの国のデジタル化の事例を見ると、国がやったものを大体各地方公共団体が準用してくんで、これが逆に、日本は国のほうが遅れてるんで、先に地方でやったものを統一化しなきゃいけないという、二度手間になってるんで、こういうところがやっぱりちょっとデジタルの日本の弱さの弊害かなって、つくづく感じましたという感想を言わせていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連して、関連してなくていいですけど。そんな感じでい

いですかね。ほかにご意見あれば、なければ終わっちゃいますけど。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、以上で市民課の予算に係る審査は終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にてご報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

休憩　午前１０時３６分

再開　午前１０時４６分

○委員長（西下敦基君）　それでは休憩を閉じて再開いたします。

ただいまから教育福祉委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は８人です。菊川市委員会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました議案第21号令和８年度菊川市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

初めに吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君）　市民課長でございます。今日、同席させていただくのが、国保年金係長の山内でございます。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君）　それでは質疑を行います。

初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。ということで、私から質問させていただきます。１款１項１目で、後期高齢者医療保険料ということで、説明資料は５で、内容は保険料が6,154万2,000円の増額となっております。被保険者数は前年と比べて何人増えているのか、また今後の推移について伺います。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君）　市民課長です。被保険者数が前年と比べて何人増えているかについてですが、令和６年度末時点の被保険者数は7,390人であったところ、令和７年度末の被保険者数は7,610人程度と、約200人程度増える見込みとしています。

次に、被保険者数の今後の推移についてですが、令和９年度末までは、毎年200人程度増える見込みですが、以降はすぐには減少に転じるわけではございませんが、新規加入と被保険

者の死亡等による脱退のバランスにより、増加数が徐々に減少していくと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑は特にはないですけど、これって結局75歳以上からの方で75歳の人が多ければ医療費とか少なくていいと思うんですけど、100歳ぐらいの人が相当多くなってくると、そのバランスがやっぱりあると思うんですけど、そこら辺って何か懸念材料とか何かあるのか、でもどうしようもないことかなと思うんですけど。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。医療費のほうの計算というのは、後期高齢者医療広域連合のほうで計画的に進めているところで、先日も説明させていただいた、2年ごとの医療費改定がありますが、その中で医療費の伸びというのも年齢構成などを勘案しながらしているところだと伺っておりますので、医療費の伸びはその年齢構成によって左右されるかということのご質問には、そのとおりだと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からはいいです。関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、2つ目のところを須藤委員、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款1項2目、歳入の保険基盤安定繰入金のほうをお伺いいたします。

予算書で2ページ、タブレットで8ページになる、ならないかも。歳出ですね。

○委員長（西下敦基君） 説明資料のほうを見たほうがいいかもしれません。

○9番（須藤有紀君） そうですね。すみません。説明資料のほうで1ページと3ページのほうです。失礼しました。大幅増額の要因をお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の保険基盤安定繰入金の増額の要因についてですが、この保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減を補うものとなりまして、被保険者数の増加と保険料率の上昇により保険料の総額が増えまして、保険料の増加に比例して軽減額が増えることに伴って、繰入金の額も増加しているものとなります。

なお、この計上額ですが、後期高齢者医療広域連合で算定されたものが示された額となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、3つ目の奥野委員ですが、お願いします。

○5番（奥野寿夫君） 1款1項1目徴収費と、タブレット5ページ、徴収費の増加の理由を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の徴収費の増額理由についてですが、先ほどの須藤委員のご質問でお答えさせていただいたように、被保険者数の増加と、先月の議員全員協議会で説明をさせていただいた保険料率の上昇が主な要因となります。なお、徴収費につきましても、先ほどと同様に計上している額というのが、後期高齢者医療広域連合で算定された、示された額となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、関連があれば。いいですか。全体を通して、質疑があればお願いします。よろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） 一番最初に言った数字をもう一回ちょっと、申し訳ない。

○市民課長（吉川淳子君） 令和6年度末なので、今年度の当初の人数です。これが7,390人。今年度末が、まだ分かっていないので確定ではないですが、7,610人くらいになるのではないかと考えています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） では、ほか質疑がなければ質疑なしと認めて、質疑を終わります。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして、合意形成に努めることとするとの規定に基づき、委員からの自由討議をお願いします。それでは、何かご意見ある方は。5番。

○5番（奥野寿夫君） 全協でもお話がありましたけども、国のほうで子ども・子育て支援金

に対する負担、拠出があるということで、今期、増額があります。これもまた毎年増えていて、来年再来年と増えていくということですので、非常に負担増になっていることで問題だと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があればお願いします。

関連して出すところは、いろんなところから出たもの、子どもの関係で、税金でも取っているのか、保険料なのか、国の財政の問題になってしまいますので、どこを減らしてどこに手当をしていくかというのは、国のほうでちゃんと考えていただきたいなと私も思います。ほかに。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今、奥野委員の言われるようなことも理解できるんですけども、結局、子どもを増やそうという政策をどういう形するかという、国の方針のほうの問題だと思うんですけども、やはり今の社会を見て、中絶をするという子どもの数もかなりの数があるわけです。ですから、結婚、婚姻をしていなくても出産をする女性を認める社会ということも1つの条件にするべきだと思いますし、やっぱり今の年金制度を支えている若い世代の負担も考えると、高齢者が子どもに対する負担もしなければいけないのかというような形で、日本全体の税金の率がかなり高い。それを正しく国民のために使っているかというようなことを、一人一人国民が考えなければならないことですし、何に重点を置くのかというような、軍拡に対しての予算をこんなに使っているのかとか、そういったことも考え、やはりいろんな意味で、真剣に政治を考えなければいけないというようなことは私は感じます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。14番。

○14番（小林博文 君） 奥野委員おっしゃった子どものほうへ回すやつとか、前ちょっと何かの賛成討論の中で言ったんですけど、一応国保から後期高齢者というものを分けたわけなんですよね。そうすると、後期高齢者に特化して、そこは見ていくということだったんですけど、結局、国保のほうの補填分をやり取りしていたら、同じじゃんということになって、分けた意味というのがどこに出てくるのかというのが、後期高齢者のほうがお金がかかるので、はっきりさせるっていうことがあるんでしょうけど、ならば、それを国保の中で子どもの出産費用等を賄うべきなのかなと思うので、高齢者のほうがお金を持っているからそっからは取れという考え方じゃないかと思うんだけど、その辺が制度として分けたのにどうな

のかなというのは前から疑問に感じたんですけど、もう1個予算であったのは、海外では、社会保障費ということで消費税をかなり高く取って、その分で子育てとか老後のこととか入れますよという考え方なんですけど、それを日本人が制度として認めるのなら、消費税を15%、20%にしても、老後のお金がある程度、一般的な生活が賄えるようなところで出せるなら、それでもいいよという考えが多くなるなら、その欧米の考え方もあるのかなというのは、前から言ったとおりあると思います。日本人がどこを好むか、安くて負担をかけずに自分で何とかするよという人がまた多いときは、今の状態が続くのかなという感じがしました。

もう一個はヨーロッパのほうでやっている、よく言うイタリアだっけかな。子どもは社会保障の中で何とか育てていけるので、婚姻とあんまり出産というのが関連していないので、割と子どもを生む人がいる、未婚で生む人が多いと。日本はそれをやると逆に家族的な社会面が多いので、未婚なのに子どもを生んだというまだ偏見があるというところも克服していないと、なかなか子どもを自由に生めるという中に未婚で生むとかというところも含めて、いろんな課題があるのかなと。あとは社会保障費をどう、お金をたくさん保障してもらって老後とか子どもに安心してもらうのか、その辺はお金を自分が拠出しないで自分で賄うのかという考え方の違いがあると思うんですけど、欧米並みになってくなら消費税等で上げて社会保障を充実させるというのもありなのかなと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。5番。

○5番（奥野寿夫君） さっきのことに付け加えて言えば、本来ならやっぱり所得再配分、憲法で保障された基本的人権を保障するのは国の基本的な義務なので、それをお金の全体の福利の中で社会保障費は担保していくべきだと、そういうものを何かこの頃は自助、共助、災害とは別として社会保障で自助、共助というのはおかしいということは僕は思うんです。それで、介護保険料も最初は安かったけどもどんどん増えていったりとか、今回も子どもについては自助、共助というか国民みんなで負担してくださいよというね、これは本当は国の財政の中で考えるべきことなのに、こういう後期高齢者にも負担させるというのは、国保の中でというか国の財政の中で本当は国保にもちゃんとそれは、国保は大変なのでちゃんと保障するとか、そういうふうな。お金がないよという点は別の問題として、お金の使い方にそもそも問題があると僕は思っていますけれども、そういった点で話が広まっちゃうとあれですけど、そういう課題があるかと思いました。

○委員長（西下敦基君） ちょっと国の制度でなかなか言っても変わらないかなと思うんですけども、私の思うのはやっぱりなるべく医療にお金がかかるからこれだけボリュームがどんどん上がってくる、なるべく高齢者の方も元気でいていただいて、お金がかからないようにしていけば、保険料も少なくなっていくのかなと思いますし、あとちょっと新聞で見たんですけど、健康年齢とかって言ってるのもあったんですけど、最近見たのが貢献年齢みたいな、社会に貢献していく長く、そういった年齢を見ていくべきじゃないか、そうすれば社会とも関わったりとかもしますし、人のためになるってことはやっぱり生きがいにもなってきますので、そういった観点もまた広がってくればなと思いました。

以上です。まとめ的な話です。ほかに何かあれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。あの、後期高齢者、75歳以上ですよ。私もそうです、団塊の世代がそんなものですからね。ただ、後期高齢者の中にも本当にもう寝たきりの方もいれば、野球もできるような方もいますので、一概に誕生日からいう、暦の上の年齢と実際の体力年齢といいますか、それはもう明らかに違うと思うんですよ。先日、アイルで免疫に関する講演がありまして、5人しかいなかったんですけども、私もそれを聞いていて、やはり、いろいろな話合いがあって非常に役に立つ話だったんですけども、こういうものを高齢者集めて、話をしてもらいたいなというくらいの内容でした。活性酸素に気をつけないければ、体が酸化するということを注意しなければいけない。で、あるニワ先生という方が、もう亡くなられた故人の方ですけども、酵素の一種を、その病院、その先生のいる病院では医薬品として出していると。そして、それも買えるというようなことで、一つの商売でやっているんですけども。しかし内容は非常によかったものですから、私はその後期高齢者の市民課でやらなきゃいけないのは、一般質問でも言ったとおり、やはり、年齢を重ねれば老化するから仕方がないという考え方は私は持っていないんですよ。だからそういうふうな考え方を持つような、講演会、教育を徹底的にってもらいたいなと、思うんですよ。ですから、本当に医療保険、介護保険、保険制度というのは、健康な人がいて病気の人がいって、それで成り立つもんですから。それは立派なことだと思いますし、私はいいと思うんですけども、予防ということにもっと社会的に力を入れるべきだなというのが私の意見です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにあれば。今日採決しますので、それも含めて意見を言っていただければと思います。大体いろいろ意見を言ったということでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） それでは、採決をします。議案第21号、令和8年度、菊川市後期高齢者特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、議案第21号は原案とおり決定するものと決しました。

以上で議案第21号の審査を終了します。

なお、委員会報告の作成については、正副委員長に一任願います。

ここで1時まで休憩となります。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○委員長（西下敦基君） では、休憩を閉じて会議を再開します。

教育福祉委員会に付託されました議案第20号 令和8年度菊川市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

初めに、吉川市民課長より出席者の紹介をお願いします。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。よろしくお願いします。

引き続き、国保年金係長の山内とともに対応させていただきます。

○国保年金係長（山内雄介君） お願いします。

○委員長（西下敦基君） それでは、事前に出された委員の方から質疑をお願いしますということで、須藤委員さん、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 1項1目歳入の被保険者保険税について伺います。

滞納繰越分の収入がおおむね減額となっているが、要因は。滞納状況は。ということで伺いたいします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。初めに滞納繰越分の収入がおおむね減額となっている要因についてですが、滞納処分などにより、令和3年度から滞納繰越分の収入率が伸びておりまして、滞納繰越分の調定額が減っていることにより、相対的に減額となっております。

収入見込額の算定は、令和8年度の収入見込調定額に過去5年間の収入率の平均を乗じた額を計上しております。

次に、国民健康保険税の滞納状況についてですが、令和7年度当初は、滞納者数803人、滞納金額が1億132万8,477円でした。そこから、納税交渉、それから催告書の送付や財産調査を行いまして、最終的には、滞納処分を執行する中で、令和8年2月末時点では、納付者数が367人、一部納付を含みますが、367人。そして、徴収金額が2,849万3,327円となっております。

今後も引き続き速やかな調査を行いまして、積極的な滞納処分を行っていくよう務めてまいります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） すみません。確認ですけど、令和7年当初が803人いたのが、令和8年2月に367人が納付したということですね。

○市民課長（吉川淳子君） 納付が、そうです。一部納付を含んで。

○委員長（西下敦基君） なので、納付していない方が450人弱いるのかな。

○市民課長（吉川淳子君） 滞納者数のほうで言いますと、まだ一部滞納が残っている方も含みますので、552人となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○9番（須藤有紀君） いいです。

○委員長（西下敦基君） 関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません。2番目のところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 4款1項1目歳入ですが、タブレットの4ページで、大幅な交付金の減額の理由を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の普通交付金の大幅な減額の理由についてですが、平成30年度の制度改正により、県が財政運営の責任主体となったことで、保険給付に必要な費用は、全額、県から各市町へ普通交付金として交付されています。

そのため、今回の減額についてですが、被保険者数の減少などにより、主に歳出2款の保険給付費の見込額が減少したことに伴いまして、普通交付金についても減額しているという

ような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） はい、いいです。

○委員長（西下敦基君） いいですか。では、3つ目は私からで、5款1項1目で、説明資料だと4ページ、歳入の基金積立金利子で、前年度より大幅に増となっているが、要因についてお伺いします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の基金積立金利子の大幅に増となっている要因についてですが、これは、預け入れ先や、預け入れ方法の変更によるものではなく、利率の上昇によるものとなっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

利率の上昇だけで、何か定期とか、3年とか定期を入れて、それが3年ごとにぼんと来るとか、そういったわけではなく、単純な利率の余りということによろしいですか。関連です。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。そのとおりとなります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。私からは以上です。関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目のところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 6款1項1目、同じく歳入ですが、減額の理由を伺います。

また、出産育児一時金等繰入金の財政措置の廃止による影響がないか、伺います。

○委員長（西下敦基君） これは、一般会計繰入金ということで。

○5番（奥野寿夫君） 一般会計繰入金です。はい。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。初めに、一般会計繰入金の減額理由についてですが、出産育児一時金に係る繰入れが廃止された影響により、減額となっております。

次に、出産育児一時金と繰入金の廃止による影響についてですが、子育てを全世代で支援するという観点から、令和6年4月から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費

用の一部を支援する仕組みとして、出産育児交付金が導入されております。

この出産育児交付金は、出産育児一時金に関する現役世代と後期高齢者の1人当たり負担額の伸び率がさそうよう、費用の7%を起点として設定することとされております。

令和7年度までは、出産育児一時金のうち、3分の2が一般会計から繰り入れされまして、残りの3分の1のうち、出産育児交付金として激減緩和措置によって、この7%の半分程度が県の事業費納付金から差し引かれて、残りを国民健康保険特別会計により支出してきました。

令和8年度からは、この出産育児一時金の約7%という出産育児交付金が、県の事業費納付金の算定において減額調整されておりますが、残りの約93%については、国民健康保険特別会計から、つまりは保険税などにより賄う必要が生じております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。なかなかすみません。分かりにくいんですけども、つまりその分、国が減額した分を後期高齢者のほうで負担してもらうようなことではないとか、それが結局来なくて、その分って結局国保の中で賄っているとかそういうことの、ごくざっくり言ってしまうと、結局それは保険料の負担増になってしまっているのではないかということ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。そのとおりで、今までは、3分の2は国、県、市の負担があったというものが全くなくなってしまったので、その分も含めて保険税と、保険税ほかの債務、国からの補助金の例えば努力支援分とか、そういった取組分とかというものでいただいているところから出す必要が生じているということで、負担増に転じているということになっています。

ただし、これが現在、法案の提出などもあるようなんですが、令和9年度からまた出産の給付費のほうに入ってくるというような話もありまして、8年度はこのように保険税から賄うほかないのかなと思っていますが、9年度からはどうなるかということがまだ示されている状況ではないので、今後、来年度は保険税についての税率改定なんかも考えておりますが、その影響というのはまだ国から示されておられませんので、保険給付となるのであれば、他の交付と同じように動くのか、それとも今までどおり何らかの考えに基づき出すようになるのかというのは、現在のところ市のほうには示されている状況ではございません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけど、ちょっと調べたところ、出産育児一時金のその減額の影響について、神奈川県とか千葉県は、県の基金を取り崩して、それを補填しているというふうな県もあると聞いたんですけど、その静岡の場合は、特にそういう措置はないということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。その出産育児一時金の分も補填ということはされておられません。むしろ来年度の事業費納付金の伸び率については、今まで県の基金を使って、その急激な伸びがないように、医療費のところの事業費納付金の抑える仕組みに充当していたところを、それをする、もう基金が底をついてきたよということで、やらない方向になっておりますので、来年度の事業費納付金はかなり増加しているような状況でございますし、この出産育児一時金のところには、全く静岡県では充てられてはおりません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） いいです。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません。5番目のところを私からで、6款2項1目歳入のところで、国民健康保険事業基金繰入金で、説明資料でタブレット6ページのところですね。一番上になります。繰入金が多くなっている要因は。今後の繰入金はどのようになっていくのか。答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。初めに基金繰入金が多くなっている要因についてですが、今、ご説明をちょっとさせていただきましたが、一番の要因は、県が各市町の事業費納付金を算定する際に、ここ数年は財政調整機能として県基金を活用しまして、事業費納付金の上昇を抑制してまいりましたが、令和8年度からこの抑制を廃止したことによるものとなっております。

事業費納付金の医療給付費分においては、前年度から約9,500万円が増額されております。事業費納付金は保険税により賄うことが基本となりますが、県の基金の活用方法の変更が決定されたのが、令和8年1月が決定されているため、そこから来年度の税率を変更するとい

うことには至らなかったことで、令和8年度については、市では、基金を活用するその不足分に充当することで考えておりますので、こちらの基金繰入金の額が多くなったという結果となっております。

次に、今後の繰入金についてですが、このままの状態でありますと、令和9年度に市の国民健康保険事業基金がなくなりますので、9年度の課税分から税率を引き上げざるを得ないと考えております。

既に状況は、市の国民健康保険運営協議会において確認をしていただいております、来年度、具体的な税率を示しながら、改定に向け議論を進めていただく予定となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

市の基金って幾らぐらい合わせて、国保が8億ぐらいですかね。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 令和7年度の末の見込みで3億程度となります。

8年度を取崩しが1億8,000万ぐらいになりますので、そうすると1億1,000万ぐらいの基金が、9年度の頭には残っている状態で9年度に入れるのかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、6番目のところを私からで、1款1項1目で、説明資料はタブレット8ページのところで、一般管理費の国保特会で、大幅な減額の要因について伺います。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の一般管理費の大幅な減額の要因についてですが、主な要因といたしましては、電算業務委託料において地方公共団体の基幹業務システム標準化に伴って、システム保守料の支払いを企画政策課のほうで一括で行うこととなること。また、来年度は、年次更新のときの資格確認書などの印刷に関しまして自庁で行うことにしたことによって、減額となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からはいいです。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の奥野さんのところに、申し訳ございません、お願いします。一般管理費のところ。

○5番（奥野寿夫君） 同じですね。資格確認書がまた期限が来ると思うんですけども、一律交付する考えはないか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。資格確認書の一律交付する考えについてですが、全被保険者に対して一律交付をする予定はございません。

資格確認書の交付については、国民健康保険施行規則において、電子資格確認、マイナンバーに記録された電子証明書による確認ですね。を受けることができない被保険者に対して交付するということになっております。

また、資格確認書の取扱いについて、令和7年5月30日付でされました厚生労働省の事務連絡で、「国民健康保険の被保険者には様々な年代が含まれており、後期高齢者のようにマイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況にない」とされております。

その他の施設入所等で電子資格確認が難しい被保険者については、申請に応じて資格確認書の交付を既に対応しているところであります。

以上のことから、資格確認書を被保険者全員に職権で一律交付する必要はないと考えております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。国のほうも一律に交付しても問題ないというふうな見解を、たしか国会のほうで言っていると思いますし、東京都のどこだっけ。ちょっと何区か分からんですけど、区は分かりませんが、以前、一律交付を行っております。

いずれにしても、あれですね。マイナンバーの方にもその通知を送る必要があると思いますし、それだったら、今、いろいろトラブルも出ていますし、一律に送ってもいいのではないかというふうに私はちょっと思いますけれども。

○委員長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。では、何か関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません。8番目のところを私からで、1款2項1目で賦課徴収費（国保特会）ということで、タブレットの8ページのところで、減額の要因についてお伺いします。

答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。ご質問の賦課徴収費の減額の要因についてですが、主には、月次処理における納税通知書などの印刷等を自庁印刷に変更したことによるものです。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません。9番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。2款6項1目出産育児一時金について伺います。

どのぐらいの出生数を見込んでいるか。また、1,200万円の積算根拠は。お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長です。初めにどのぐらいの出生数を見込んでいるのかについてですが、出生数は24人と見込んでおります。

次に、1,200万円の積算根拠についてですが、出産育児一時金の1人当たりの支給額が50万円、産科医療制度加入の場合ということで考えまして50万円としていますが、見込者数の24掛ける50万円で1,200万円ということで計上しております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「私からは以上です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） いいですか。

関連質問ございますか。なければ……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） ここで聞いていいのか分からないんですけど。

○委員長（西下敦基君） はい、14番。

○14番（小林博文君） いいですか。この出産の一時金って、生活保護をしている方が出産した場合に満額の50万って出ないと思うんですけど、その辺はもらえるんですけど、どうでしたっけって分かります。すいません。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。生活保護を受給されている方は国民健康保険に加入をなさっていないので、その独自のシステムの中、生活保護の中で計算ということがされますので、少しその金額については福祉課のほうで承知しているかと思います。

〔「すいません。分かりました」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（吉川淳子君） 申し訳ございません。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、10番目のところを奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項1目の医療給付費分ですが、増額の理由を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の医療給付費分の増額の理由についてですが、先ほど、西下議員の基金繰入金の説明と同様になりますけれども、県が各市町の事業費納付金を算定する際、財政調整機能として県基金を活用していたところを、令和8年度からこの抑制を廃止したことにより、医療給付費分が増額となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） そうしたら、関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、11番目のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 4款1項1目特定健康診査等事業費について伺います。

生活習慣病重症化予防事業委託料が令和7年652万4,000円から令和8年966万2,000円と300万弱の増額となっているが、要因はということでお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。ご質問の委託料が約300万円増額となって

いる要因についてですが、生活習慣病重症化予防事業では2つの事業を委託しておりまして、全体的に一つひとつの単価が上がったことが一つの要因となっております。

2つ目の要因といたしましては、未受診者及び治療中断者への受診勧奨事業において、より効果を高められるように専用封筒の作成を新たに含めるなど、少し仕様のほうを変更したことが挙げられます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。全体的に委託料が上がったということなんですけども、この委託料が上がった要因は、人件費とか、物価高騰とか、こういったものがあるんでしょうか。

○市民課長（吉川淳子君） 少々お待ちください。

○9番（須藤有紀君） はい。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。一件一件が上がっているということは、物価上昇に応じて、例えばデザイン料とかっていうところも、それは人件費に基づくものになると思いますけれども、そういったところが一件一件上がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） そうしたら、国保全体を通して質疑があればということで。じゃあ、5番。

○5番（奥野寿夫君） いいですか。5番 奥野です。先ほどの8ページの一般管理費の関係になるかと思います。ちょっと通告していないので悪いんですけど、国保に去年入りまして、自分が。それで、今度申告するに当たって、医療費の内訳を見ていて思ったんですけど、医療費通知が今2か月に1回発送していますかね。それで、うち、後期高齢者なんかは前に年に2回で、今度、年に1回にしたということなんですけど、やっぱり2か月に1回ぐらい発送する必要があるのか、もっとまとめるのかっていう検討はどうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。以前の答弁のときに同様のご質問を頂いておりまして、県の補助金を頂くような内容になっておりまして、そこで算定すると、もとの医療費通知が確定申告用ではなくて、「こんな内容であなたかかっていますけど、大丈夫ですか」というようなものがメインの意味合いというところがございまして、それに基づく交付を受けるところでは2か月に1回というようなことが一番、たくさん補助金も頂いて、皆さんにもちゃんと確認していただけるというようなこともありますので、この方法で送らせていただいているというのが現状でございます。

中には、やはり年末調整、いや、年末じゃなくて、確定申告のほうにお使いになりたいというご意見も頂きますが、国保のほうとしては、やはり医療費の適正化ということで送らせていただいているということもございますので、補助金との兼ね合い、あとは皆さんのご意見を聞きながら、今後についてはまた検討をしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） ほかによろしいですか。ほかにということで、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。健康診断についてですけども、長寿介護課のほうとここの国保のほうと二つありますよね、健康診断が。それで、この国保に関しての受診者は何%、何割ぐらいが今受診されていますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山内係長。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 国保年金係長です。令和6年度の実績にはなるんですけども、特定健診の受診率は46.6%となります。

以上でございます。

〔「かなり低いね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「いいですいいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 高いほうです。

山内係長。

○市民課国保年金係長（山内雄介君） 国保年金係長です。46.6%は、一応、県内では6位の順位となっております。

〔「すばらしい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） すいません、一点、自分から。国保逃れじゃないんですけど、社保のほうに行って、ただ、今回、法律を変えて多分そういうのをなくしていくということで、今までそれで多分ちょっとやっぱり国保からある程度出ちゃっていた人がまた戻ってくると、またこの会計ってまた多少はよくなっていくのかなとは思ったんですけど、多分、フリーランスの人たちとかそういった人たちがちょっとうまく制度を使ってる人だったと思うんですけど、そこら辺って何か見解があればお伺いします。吉川課長。

○市民課長（吉川淳子君） 市民課長でございます。一般的には、国保の被保険者数というのは、制度改正で被用者保険のほうに流すという状況ではあります。それは何年かかけてずっとやってきたので、国保の加入者が減っているというような状況があるので、本来収入があって国保に加入すべき方であれば、その方が戻ればもちろん国保税というものがより多く入るんですが、ルールのとおりにやっていただくというのが基本になると、それがどのぐらいということはちょっと見積もることができませんので、今後の状況としてそのところをお答えする状況にはないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

ほかにあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ありませんか。じゃあ、以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいまから、議会基本条例第11条の第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。先ほどと同じです。国の制度ではありますけれども、子ども・子育て支援金が導入されるということで負担増になるということ等の問題があると思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

ちょっと自分、確認すればよかったんですが、1つ目の被保険者保険税のところ、滞納は多少徴収を強化して少なくなったような感じだったと思うんですけど、ただ、なかなか収入が多い方ではないばかりだと思うので、そこら辺、どこら辺の方が滞納される方が多いのかなというのがちょっと疑念ですが、できなかった場合、ある程度相談とか分割とかそういう形になると思うんですけど、なかなか根本的な解決って難しいのかなと私は思いました。

以上です。

ほかに関連とか、ほかでも結構ですが、何かあれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、子どもの医療費が無料になったということで、先日、孫を病院に連れて行ったときにも、1円も持たないで終わるんですよ。今度、松永さんなんかは確定申告初めてかもしれないけども、子どもの医療費はゼロで、2人だけなもので10万円行くかどうか。うちの場合は10万行かないんですけどもね。とにかく、診療費はかかる。医食同源の私は食にお金をかけているものですから、ぜひ、医療費に払うより、薬は毒だと、この前の免疫の講習でも言っていましたけども、石油からできている薬は毒だというもう考えを持って、漢方で治すなりしたほうがいいんじゃないかと私は思いますけどもね。なかなか、国民の皆さん、そう考えないのがなかなか多いものですから、難しい問題だなとつくづく思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。賦課徴収費のところとか、全体的に自庁印刷に切り替えたための減額というところがお見受けできたので、工夫することで経費を減らしていくことができるのであれば、それはいいことかなというのを感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） じゃあ、一点。自分、最後の特定健診審査等事業費ということで、物価高でちょっと上がっているということで。土曜に僕行ってきました。聞き取りがあって、2つ、多分、おなかが3センチオーバーしているとか、あと、脂肪の血管のやつが多かったとかっていうので。ただ、受けると「あ、やらなきゃいけないな」と、目標を立てられて、書かされて、3か月後にまた来いよみたいな感じになっていますので、なかなかプレッシャーというか、分かってはいるけどやれないなということが多いので、これはやっぱり広く

一般にまたちゃんと特定健診をまず受けてもらうこととか、指導が必要な人はやっぱりちゃんと指導していつてもらったほうが行く行くの医療費が下がるんじゃないかなと思いました。こういった予防のところをやっぱり強化していただければと思いました。

以上です。

ほかにご意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、採決させていただきます。

じゃあ、ご意見は以上ということで、自由討議は閉じさせていただいて、それでは、採決をします。

議案第20号 令和8年度菊川市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手多数。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第20号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成については正副委員長に一任願います。

ここで、休憩いたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時35分

○委員長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開し、教育福祉委員会に付託されました議案第24号 令和8年度菊川市病院事業会計予算を議題とします。

初めに、原中病院事務部長、挨拶及び出席者の紹介をお願いいたします。原中病院事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 改めましてこんにちは。病院の来年度の当初予算審議ということでよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の出席者のほうを私のほうから紹介をさせていただきたいと思います。

皆さまから向かって右手側から、若宮副院長兼看護部長です。

○市立病院副院長兼看護部長（若宮智美君） 副院長兼看護部長の若宮です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 続きまして、井上診療技術部長です。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 診療技術部の井上です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 隣が田中総務課長です。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 病院総務課長の田中です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 続きまして、鈴木医事課長です。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 隣が黒田経営企画課長です。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 経営企画課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 落合健康管理課長です。

○市立病院健康管理課長（落合 巧君） 健康管理課長の落合です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） もう一度、向かって右手側から、落合総務課総務係長です。

○市立病院総務課総務係長（落合千佳君） よろしくお願いします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 菅沼総務課主幹兼管理係長です。

○市立病院総務課主幹兼管理係長（菅沼 敦君） 菅沼です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 中村医事課医事情報管理係長です。

○市立病院医事課医事情報管理係長（中村陽介君） 中村です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 堀経営企画課経営企画係長です。

○市立病院経営企画課経営企画係長（堀 康宏君） 堀です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 津野経営企画課経理係主任主査です。

○市立病院経営企画課経理係主任主査（津野 悠君） 津野です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 最後に、藤田地域医療支援課主幹兼地域連携・福祉相談係長です。

○市立病院地域医療支援課主幹兼地域連携・福祉相談係長（藤田 尚君） 藤田です。よろしくお願いいたします。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 以上のメンバーで対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、初めに、事前通知をお出しされた委員の方から質問を始めます。ということで、1つ目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。1款1項1目の入院収益ですが、タブレット3ページです。診療報酬改定が実施予定となっているが、当初予算に反映されているのか伺います。また、この改定による影響をどのように捉えているのか伺います。一般質問であったかもしれませんが、よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。奥野委員の令和8年度診療報酬改定の予算反映と影響について、ご質問にお答えいたします。

令和8年度の診療報酬の改定は、医療従事者の賃上げや物価高騰への対応を背景に、令和8年度と令和9年度の2年間にわたって、段階的に医療の価格が引き上げられることとなっております。当院の当初予算におきましては、これらの改定の動きを踏まえ、入院・外来とも患者1日当たりの診療単価が上がることを前提とした編成としております。

具体的な影響としましては、国が示す医療従事者の賃上げ及び物価高騰対策という改定方針に基づき、入院基本料等の引上げや、新たな施設基準の取得による加算の増を見込んでおります。今回の改定による増収分は、その大部分が国によって医療従事者の処遇改善及び光熱水費や医療材料費等の物価高騰分への充当として、使途が実質的に指定されている性質のものであります。

当院といたしましても、この増収分を原資として、職員の適切な処遇改善を行うことで、安定的な人員の確保を図るとともに、高騰する経費に対して適切に補填し、今後とも安全で質の高い地域医療提供体制の維持に取り組んでまいります。

以上で、奥野委員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） 自分から。もし改定があったときの補正って、いつぐらいに上がってくるのか。9月とか12月とか、そこら辺の時期がもし分かればご答弁いただければ。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 今のところは、予算のほうには、このような改定のランクのアップというのは、織り込んで、今、編成をさせていただいているところであります。もし大きなところが出ましたら、補正等のこともあるかもしれませんが。

○委員長（西下敦基君） 見込んで当初つけているということか。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） はい。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに質疑のある方はいますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） いいですか。では2つ目のところを私からで、入院収益と同じところで、内容が、増収となる要因について伺う。分娩休止の影響はないか伺います。

答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。西下委員の入院収益についてのご質問にお答えします。

最初に、増収となる要因についてですが、令和8年度の入院収益につきましては、診療報酬改定に伴うプラス改定の影響及び当院における施設基準の維持や上位区分への移行などを見込んで積算しております。

今回の改定は、医療従事者の賃上げや物価高騰への対応として、本体部分において引上げが決定されており、これを収入に結びつけてまいります。また、整形外科における入院患者数の増加を見込むとともに、リハビリテーション実施体制のさらなる充実を図ることで、患者1人当たりの診療単価の向上を図っていく考えでございます。

次に、分娩休止の影響についてですが、産婦人科の分娩を含む入院診療を休止することにより、当外部門の収入は減少いたします。しかしながら、その影響に対しましては、整形外科における手術の受入れと、それに伴うリハビリテーション料の算定増によって確保する計画としております。整形外科疾患は、産婦人科の平均的な入院診療に比べ、診療単価も高い傾向にあります。効率的な病床運用によって回転率を高めることで、病院全体としての収支バランスを維持し、安定的な収入の確保に努めてまいります。

以上で、西下委員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。最初のほうで、上位区分という話があったんですが、その説明があればお願いします。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。

まだはっきりは決まっていないんですけれども、急性期一般入院料の維持に加えて、新たに急性期病院B一般入院料や看護・多職種協働加算などの取得を目指してまいります。これらの区分につきましては、看護配置や専門スタッフの配置、実績数値のクリアが必要ですが、今のところは取得可能な基準の一つであると考えております。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） いいですね。

そしたら3つ目を、同じ私から。1款1項2目の外来収益のほうで増収となる要因についてお伺いします。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。西下議員の外来収益についてのご質問にお答えします。

増収となる要因についてですが、当院では診療体制の拡充による患者数の増と、診療報酬改定等による診療単価の向上の2点を主な増収の要因として収入を確保する計画としております。

まず、患者数の増加の要因といたしましては、家庭医療センターにおいて医師が1名増え、診療体制が充実したことや、手術後の外来における整形外科のリハビリテーションが堅調に推移していることを反映しております。

産婦人科における分娩休止や医師の退職による減少の要因はございますが、全体としては令和7年度当初予算を上回る患者数を見込んでおります。

次に、診療単価の向上につきましては、外科における化学療法の内服移行などによる一部減少の要因があるものの、診療報酬改定に伴う適切な施設基準の取得により、患者1人当たりの診療単価の向上を図ってまいります。

今後におきましても、地域の医療ニーズを捉えた診療体制を維持し、経営の健全化と安定的な外来収益の確保に努めてまいります。

以上で西下委員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 最後の医療ニーズを捉えたというので、今後のニーズが上がるころは、どう捉えているのか。もし分かればお願いします。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 現状のところもそうなんですけれども、在宅患者さんのニーズというのはかなりあると思っております。その辺、家庭医療センターのほうで訪問診療等を対応しておりますので、その辺のニーズは高まっていくことと考えております。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上ですが、関連質疑ございますか。よろしいですか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。手術の後のリハビリということで、リハビリの充実ということなんですけれども、今、リハビリテーションの理学療法士さんたちがいますけど、

その人数を増やすという、そういったお考えがあるかどうか、その辺をお答えください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。井上診療技術部長。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 診療技術部長の井上です。よろしくお願いします。

リハビリテーション科の医師の増員についてですけれども、計画的に増員をさせていただくように、今、しています。一番大きな理由としましては、リハビリの充実、土・日・祝日、絶え間ないリハビリの提供ということで、今、1年365日の体制を図っている途中でございます。その途中の中で、充実するためには、リハビリ技士の増員というのは必須になっていますので、その増員に対して、計画的に、今、行っている途中でございます。

○1番（本田高一君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すみません、先ほど答弁の中で聞き漏らしていたら申し訳ないんですけど、患者1人当たりの単価増を図っていくという1文も聞こえたんですけど、この詳細をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 今回の診療報酬改定におきまして、まだ詳細な部分まで詰め切っていないんですけれども、例えばベースアップ評価料とか、物価対応料とか、新たにかなり点数がつくようになってきましたので、その部分とか、あと救急の対応とかを行っていると高くなっていく点数もありますので、その部分を見込んで、ちょっと高めの単価を患者様にはいただくということで想定しております。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○委員長（西下敦基君） 関連質問ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、収入増加を考えているということで、患者数だけでなく、高額医療の、例えば、がんの免疫のオプジーボなど、一般病院で取り扱っているのか。その場合、使っていればかなりの収益が期待できるのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。井上診療技術部長。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 診療技術部長の井上です。ご質問に対してお答えします。

オプジーボですけれども、当院でも取り扱っていますが、そんなに多くの数はありません。前提としまして、手術後、遺伝子検査を行いまして、それに対して適用するかどうかというのを検査しまして、オプジーボを使うのか、また、ほかのものを使うのかというところで適用を調べるんですけれども、手術件数にもよりますけれども、当院におきましてはオプジーボと、これは免疫チェックポイント阻害薬という、詳しい話をするとなんなんですけれども、患者さんの自己免疫を高めて行う薬になります。これについては、従来の化学療法の薬とはちょっと違って、高額的な医療薬品になるんですけれども、単価は高くなるんですが、薬としての購入費用も高くなりますので、そちらをたくさんやればやるほど収益が上がるかというと、薬剤の購入価格も、収益を確保するほどの納入費用には当たらない場合が多いです。で、こちらのほうをたくさんやればやるほど収益が上がっているかというと、収益格差を生むわけではないので、その辺はなかなか難しいところはあるんですけれども、対象患者さんにつきましては、そんなに多くはないということであります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問を13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけれども、普通の話として、これは1回1,500万円くらいかかる。個人負担は五、六万円で済むという話を聞くんですけれども、その差額というのはどうなっているんですか。

○委員長（西下敦基君） 高額医療の払った人と、国が負担したりとかするところだと思うんですけど、その説明が欲しいということですか。分かりますか。答弁を求めます。鈴木医事課長。

○市立病院医事課長（鈴木久也君） 医事課長の鈴木です。先ほど、委員さんのおっしゃったとおり、高額医療費は、ある程度、所得によって変わってきますけれども、それを越えた分については、国のほうがその費用を負担するという要請となっております。

○委員長（西下敦基君） それが保険料で返ってくると。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。それが病院にとっての利益につながるかどうかというところはどうなんですか。

○委員長（西下敦基君） 多分、先ほど答弁があったと思うんですけど、井上部長、また簡単に説明していただければと思います。

○市立病院診療技術部長（井上忠之君） 高額医療は、国のほうから患者さんのほうに補助が

あるものでして、診療報酬の中で病院が患者さんから支払ってもら、もしくは国から補助
いただくお金と、我々が購入する薬剤を引いたものが病院としての純利益になりますので、
その純利益というのは、なかなかこの薬剤に関しては見込めないところがありますので、患
者さんの負担は減りますけれども、病院としての収益というのはなかなか高まるものではご
ざいませぬ。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） 関連みたいな形なんだけれども、16番です。一般質問か何かの答弁
でもあったんですけど、これからいろいろ独立してというか、自立してやっていけそうだと
いう病院長のお話があったわけですけども、一つ、基幹病院のPRとして、定員、外来を
増やしたり、入院を増やしたりということで、1点言われたのは、県下でも一、二を誇るよ
うな整形外科の医師というなお話があったと思いますけれども、そこら辺は、ひとつ、
非常にPRになることで、再度ここで、いろいろ技術を持っていて、こういう高評価になっ
ているかということをしてPRしていただければと。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。うちの病院の強みということですね。原中病院事
務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。当院のほうでは、それこそ整形外科
の医師が、現在、リハビリテーション科の医師も含めまして9名いらっしゃいます。その中
でも、令和5年度に藤枝市立総合病院のほうから阿部先生、現在の副院長となりますけれど
も、その先生がいらっしゃってから、手術の件数が飛躍的に増加をしております。

件数としまして、これはちょっと公式の場で申し上げていいかどうか分からないんですが、
読売新聞社の調査の中で、令和6年度の手術件数として、変形性膝関節症という疾患がある
んですが、それに対する手術の件数が県下でナンバーワンだと。その手術なんですが、大き
く分けると2種類ございまして、1つが人工関節の置換術といって、関節自体を人工のも
のと入れ替えてしまうというような、簡単に言うとそのような手術なんですが、その手術の
件数と、あとは骨切り術といって、変形性膝関節ではあるんですが、その関節自体を温存し
ながら手術ができるというところで、完治というか、治療終了までには時間はかかるん
ですが、手術が終了した後の生活が、極力、人工関節にした場合よりも、予後が非常にいいとい
うふな手術がありまして、その骨切り術というものが年間通じて170件ということで、これが
県内ではトップで、東海地域で3位ぐらいの件数を今現在実績として上げているものでは
から、そのところは今後継続をしながら、さらに患者さんを集める。そして積極的な治療を

進めていきたいというふうに考えている部分が整形外科の部分でございます。すみません、簡単にですが、以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わります。再質問、16番。

○16番（山下 修君） そうしますと、県内各地というか、県外からも患者さんが、利用者さんが来るような状況なんでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。原中市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。阿部先生自体も病院での入院治療を、手術等しながら、静岡県の中西部のほうの病院というか、医院に、外来のほうに出向いて行ったりして、そこで治療した患者さんを当院のほうに紹介しながら、手術をしたりだとかいところも今継続して取り組んでくださっていますので、それこそ静岡中西部スポーツ・膝肩関節治療センターというものを立ち上げて、その当時からそこに力を入れて、先生方含めて全員で体制のほうを整えて、手術室のほうもほぼ整形外科を中心にフル回転で、今は治療のほうを回しているというふうな状況なので、ここはこれからの高齢化社会において患者さんがまだまだ増加が見込める部分なので、院長先生のほうからそのようなお話があったのかなというふうには受け止めております。

以上です。

○16番（山下 修君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連で、1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、私も走り過ぎて軟骨を削ってしまったもので、なかなか痛みが、時々走るのを止めるんですけども、その阿部先生、もう今、県下ナンバーワンということでお聞きしたんですけども、ちょっと素朴な質問なんですけども、そういうすばらしい先生がどこかへ行ってしまうかというその素朴な質問、その辺はどうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。原中事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。阿部先生自体は令和5年度にこちらのほうにいらっしゃるときには、基本的には今後の病院の幹部職員として残っていただけるというふうな見込みの中で来ていただいた先生ですので、まだまだこの先もいていただけるものだというふうに我々としては確信をしているところではございます。

ただ、どうなるか、ちょっと大学のほうの人事もありますので、どうなるところはちょっとはつきりお約束ができるものではないかと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○1番（本田高一君） はい。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、4つ目のところ奥野委員お願いします。

○5番（奥野寿夫君） 1款2項2目他会計負担金、4ページですが、こちらの増額の要因を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 病院経営企画課長でございます。4問目の奥野議員からのご質問にお答えさせていただきます。

医業外収益、他会計負担金の増額理由についてであります。まず医業外収益の他会計負担金につきましては、市からの繰入金となっております。増額となった主な要因につきましては、人件費の増加や物価高騰などにより精神科の運営に要する経費や高度医療に係る費用の増によるものと考えております。

以上で、奥野委員の質問に対するご答弁とさせていただきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、自分のほうで2款2項3目のその他医業外費用で、家庭医養成協議会負担金の減額の内容についてお伺いします。

答弁を求めます。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 病院経営企画課長でございます。5問目の西下委員からのご質問に対してお答えさせていただきます。

家庭医養成協議会負担金の減額内容についてであります。現在、浜松医科大学による静岡家庭医養成プログラムにより、家庭医の育成及び輩出等を行っております。

これまでは、菊川市をはじめとする森町や御前崎市の3市で家庭医の育成費用などを負担しておりましたが、令和7年度から新たに藤枝市などが加入したことにより、均等割に係る部分の費用が減少したため減額となっております。

また、これまでは静岡家庭医養成協議会の事務局が中心となって静岡家庭医養成プログラムの運営を進めてまいりましたが、プログラムが県下全域に波及したこともあり、令和7年度から運營業務の大半を浜松医科大学に移行しております。大学への運營業務移行が進むことにより、令和8年度からは一部の業務を家庭医が所属している病院ごとに予算化をさせていただきましたので、減額となっているとなっております。

以上で、西下委員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと広域化したのと、事務が浜松のほうに行ったということによろしいですか。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） そうです。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。これに関して何か質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、6番目の第7条のところで、一時借入金のところ、予算書のほうになってくるんですけど、質問としては一時借入金について、限度額が10億円となっているのが、どの程度の利用が見込まれているのか。借入先や利息についてはどのようにしていくのかということで、答弁を求めます。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 病院経営企画課長でございます。6問目の西下委員からのご質問に対してお答えさせていただきます。

一時借入金の借入れ見込み及び借入利息と利率については、どのようにしていくのかについてであります。市からの繰入金で5月、6月、8月、11月の4回に分けて入金されてきますので、11月までは比較的資金に余裕があります。12月の賞与のタイミングから一時借入金で慢性的に発生することが予想されております。

その結果、令和8年度末における一時借入金の見込額は、約にはなりますが6億6,000万を見込んでおります。

しかし、そちらについては、あくまでも予算上での金額となりますので、令和7年度の決算額が補正予算の金額よりも改善され、令和8年度の見込みを上回る経営状況となれば、一時借入金は減少することとなります。

また、現在の一時借入金の運用ですが、借入れ先は島田掛川信用金庫で、利率については1.45%で行っております。今後につきましては、他の金融機関の利率やプライムレートなどの動向を注視していくとともに、増収や費用削減に向けた様々な取組を行い、さらなる経営改善を図ることで、一時借入金を減らせるように努めてまいりたいと考えております。

以上で、西下委員の質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。再質問で、多分一時借入金の利息の予算のほうで188万5,000円が、これが6億6,000万円に対する一時借入金の利息ということでよろしいですか。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） はい。

○委員長（西下敦基君） あと、すみません、島信が1.45%で、これってこれからまだ上がってくるということを考えているのか。このままの契約ですつといけるのかどうなのか。答弁願います。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 経営企画課長でございます。国のプライムレートのほうが毎年7月に見直しをされておりますので、金融機関さんのほうもそちらのところを利率の一つの目安としております。ですので、1.45というのは今の現時点での、今年の7月ですか、令和7年7月のときに一部改定が行われまして、今後、プライムレートの改正が行われるたびに多分金利のほうは上がってくる可能性はあります。

ただ、これは状況的に社会情勢とか世界の情勢等を含めてプライムレート等が来ますので、必ずしも、どれぐらい上がるのか、倍になるのか、3倍になるのか。もしかしたら据置きなのかというのは、すみません、そのときの状況によって変わるかなと考えています。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。一応条例の中で3.5%以内とか、これを超えてくるようだったら、また条例のほうを改定しなければいけないという認識でよろしいですか。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） はい。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私のほうからは以上ですが、一般会計からと思ったんですけど。関連して質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、全体を通して質疑があればお願いします。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。ちょっとごめんなさい、通告していないので分かればでいいんですけども、社保で健康診断を、言い方が間違っていたらごめんなさい、契約、業務委託されている会社さんは何社あるか、分かれば教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○健康管理課長（落合 巧君） 健康管理課の落合です。社保で、恐らくおっしゃられているのは協会けんぽの関係の団体のことだと思うんですけど、今すぐに何社というのはちょっと出ないので、申し訳ないです。

多分その背景は、今回、協会けんぽの改正が行われて、健診が大きく見直される。令和8年度から見直しがかかってきます。健診の単価も若干ですがアップしています。健診を協会けんぽが積極的に今後、令和8年度、9年度にかけてやっていくという改正の内容も出ていますので、今後とも注意深く見ていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑とかある方は。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。令和8年度で病気の予防活動というのは入っていますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。原中事務部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。予防活動といいますと、やはり今の説明の中にありました健康診断とか、人間ドックとか、その辺が予防といえは予防活動になっていくのかなと。あとはどうなんでしょうか、出前行政講座の中で健康づくりに、病院の職員も協力させてもらいながら、住民の方にご説明をしたりだとか、というふうにはちょっと感じております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、分娩をやめて、実際それで経営的にプラスになれば、私は非常にいいと思うんですけども、それ以外の科についても、お客さんがというか、患者さんが少ないのは減らしていくというのは、今後の病院そのものの縮小化という意味で、根本的な出費を抑えるという意味では意味があることだと思うんですけど。

もう一つのその入れるほうを増やすという、患者数の増加ということについては、私はそれほど期待できないかと思っていますんですけど、純粋に増えるのが遺贈寄附だと思うんです、遺贈寄附。亡くなる方が財産を病院に寄附するというようなものが。そうすれば完璧な収入の増加につながるわけです。老人が増えて家族構成が希薄になっていくこれからの世の中で、私はそのPRを病院としてもしていくべきだと思うんです。そして、そういった方々の名誉を何かの形で表してやるという、そういうような運動をしてもらいたいなと思うんですけど、それについては、部長、いかがですか。

○委員長（西下敦基君） 部長。

○市立病院事務部長（原中達彦君） 病院事務部長です。今お話がありました内容については、

ちょっと私のほうでも、申し訳ありません、あまりこれまで積極的に勉強したりだとか、ということをしてこなかった関係上、ちょっと内容についてよく分からない部分が多いものですから、今のお話に従って、また今後そういった方が増えてくることを見込む中で、勉強なり、研究なりというのを病院としてもちょっと進めさせていただきながら、運営のほうもしていただくといいようにちょっと申し送っていききたいなというふうには考えております。

ただ、これまで実際にそういったお話というものは病院側に来たという経緯というのはあまり記憶にはないんですが、これからの高齢化社会ということであればまたお話もあらうかと思いますので、また研究させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○13番（織部光男君） いいです。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑があれば、16番。

○16番（山下 修君） すみません、事前質疑なしなんですけど、申し訳ない。

資本的支出の関係で、施設の改良費が5,700万と、資産購入費が1億3,200万ありますけども、主だったものをちょっと上げていただけますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。菅沼係長。

○総務課主幹兼管理係長（菅沼 敦君） 総務課管理係長の菅沼です。建設改良費の主だった事業について説明をさせていただきます。

まず最初の建物施設改良整備事業費5,600万円の主だったものとしまして、昇降機改修事業としまして約1,800万円、それと電気設備の長寿命化改修工事として1,000万円を見込んでおります。

続きまして、医療機器器具等整備事業につきまして1億3,200万円についての内訳としまして主だったものを申し上げますと、大動脈内バルーンポンプというものが購入予定でございます。こちらは1,300万円を予定しております。

ほかとしまして、薬剤科の調剤部門システム関連機器類が更新の予定でございまして、予算は2,200万円を予定しております。

もう一つ、高周波アルゴンプラズマ装置といった機器があるんですけれども、こちらについて1,100万円を予定しております。主だったものとしては以上でございます。

○16番（山下 修君） ありがとうございます。すみません。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（山下 修君） ありません。

○委員長（西下敦基君） なければ、14番。

○14番（小林博文君） 同じくちょっと出していなくて申し訳ないんですけど、一般質問で委員長が言っていた令和10年で建物のほうの償還が終わると思うんですけど、ざっくりでいいんですけど、年間どのくらい返還していて、たしか交付税でいくらか補填されると思うんですけど、その辺のどのくらいは交付税でこれに入っていて、どのくらいを年間返しているか、ちょっと分かれば教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 経営企画課長でございます。

まず、交付税のほうにつきましては財政課のほうになりますので、詳細のことは分からないというのが正直なところですが、現時点で令和7年度以降、まず建物に係る償還金の現時点では8億7,000万円程度が建物に係るものとして実際には残っております。そちらのほうを償還することで負担のほうが減ってくるような形なんですけども、具体的に年度に分けてご説明させていただきますと、令和7年度が建物に関するものだけで言いますと、大体ですが4億円から4億5,000万円くらいの間で、令和8年度が大体3億7,000万円くらいですかね。で、9年度のほうが2億5,100万円と10年度が2億5,600万円くらいということで、こちらについて今トータルすると、おおむねですが現状、8億7,000万円くらいの金額のほうの残になります。

それについて令和10年度までに返済することによって、そちらの負担が減ってくるというような見込みで考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。その分、繰出しが、市からの繰出しが減ると考えていいということですか。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） そうです。そちらのほうが減る形になります。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ちょっと1点だけ。予算書で11ページ、タブレットで13ページの会計年度任用職員のところで、前年度と比較して損益勘定支弁職員のマイナス10人になっていて、これって報酬は減っているけど給料は上がっていたりとか、手当は減っていたりとかするんですか。これって人数が10人減るということによろしいのか。短時間が減って、長時間

の方が増えたりとかするのか。あと業務に支障はないのか、もし分かれば。田中課長。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 院総務課長です。これはその働き方、フルタイム・パートタイム関わらずの人数が、10人というような形になっています。

○委員長（西下敦基君） はい。

○市立病院総務課長（田中妙子君） 内訳としては看護補助者さんであったり、給食を作る業務さんであったり、いろいろな職種でありまして、今、手持ちで細かい詳細を持っていないので申し訳ないんですけども、この10名減ったという中で、じゃ、会計年度が足りないというようなことが実質現状ないと判断しております。

○委員長（西下敦基君） では、業務には特に影響はないということ。

○市立病院総務課長（田中妙子君） はい。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに全体を通して質疑があれば。

あと、すみません、1点だけ。インスタグラムを始められて、あの目的って何なのか。インスタグラムをやってどうなっていくのかと思って。黒田課長。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 経営企画課長の黒田でございます。今、素晴らしい質問をしていただいて本当にありがとうございます。今日ちょうどタイムリーで、持ってきて、皆さん見ていただこうかなと思って。そういうことで、2月2日からインスタグラムを始めました。こちらについては、もうホームページ等でもご周知のほうはさせていただいているところなんですけども、今まで、菊川病院の周知させていただくツールとしては、H O S P I Aというのが年4回、病院の広報紙というのが発行されております。それは5月、7月、10月、1月だったと思います。4回させていただいておりまして、それ以外だとホームページだけだったんです。

そうしますと、どうしてもタイムラグが生じてしまうということもございまして、なかなかそのところが病院の取組だったり、病院の診療体制が変わったときにリアルタイムで情報をお伝えするというのは、少し目に触れる方が少なかった。高齢の方については広報紙を見ていただくんですけども、あと、ホームページなんかは見に行かないとなかなか見ていただけなくて、若い方というのはなかなかホームページを見ていただくことというのは少なかったかと思うんですけども、インスタグラムを始めることによりまして、リアルタイムな情報をそこにアップできることと、若い世代の方にこちらのほうを見ていただけるという利点もございましたので、こちらのほうを今回させていただく予定で考えております。

ほかの病院様のほうも、ほかにもフェイスブックですとか、L I N E等も使って周知され

ていらっしゃるところもあります。もちろんそちらの検討もさせていただいたんですけども、ただ、フェイスブックもXも、あまり今伸びている状況ではなくて、逆に下がっている状況なんです。だけでも手間がかかるということもございますので、より効率を考えて一番伸びているインスタグラムをさせていただいたことと、あと、LINEにつきましては、市の公式のLINEがございますので、全体に対して周知させていただきたいときには市のLINEを使わせていただいて周知をさせていただいて、病院独自の、例えば取組ですとか、例えばちょっといいことと言うと病院の体験ツアーみたいなもの、子どもさんたちが楽しくやっ
ていただいている方たちを、広報紙に上げると、また見られるようになったりとか、ホームページもなかなか若い方と見ていただけないので、子育てをしていらっしゃるお母さん方が、もしかしたら子どもさんの、小児科がうちにありますので、見ていただく中で登録していただいた方が、こんな取組をしているんだなというのがあれば、また、そういったところにつながっていったりとか、将来その方たちの子どもさんが大きくなって、病院にもしかしたら就職していただけるかもしれない。そういったことも踏まえて、ちょっと多角的な見地からこういったものを始めさせていただく。ちょっと遅らばせながらですが、始めさせていただいております。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。質問しなかったらどうしたんでしょうか。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 言うつもりで今日来ました。ぜひ皆さんにこれだけはちょっと登録していただきたいなと思ったので。すみません。

○14番（小林博文君） フォローを押しました。フォローして見ているんですけど、薬剤師の募集とか、休診のお知らせとか。いろいろある。

○市立病院経営企画課長（黒田知孝君） 始めたばかりなので、大きいことを言いましたけどまだ始めたばかりなので、温かい目で見守っていただければありがたいと思います。すみません。

○委員長（西下敦基君） ほかに質疑ありますか。もうこれでよろしいですか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 以上で、事前通知質疑を終了いたします。

これで質疑を終わりといたします。執行部は退席となります。お疲れさまでした。

あとは自由討議と採決になります。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案

に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に務めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

ということで、3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。菊川病院の印象としましては、かなり整形外科に頼っているところが多いんじゃないかなと私は思います。阿部先生すごくいい先生なので、患者の方が菊川病院についているというよりかは、本当に阿部先生についている形なので、本田先生が言われたように、阿部先生が異動してしまうと、患者も移動してしまうかなというところが懸念をされるので、先ほど私通告外ではあったんですけど、その協会けんぽ等の話もさせていただいて、健康診断、企業とうまくももっとも健康診断を受けていただけるように、何かPRしていけないかなというところを感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質問、ご意見のある方をお願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、やはり病院経営の難しさというのは、報酬制度があるものですから、地方自治体でやっている病院についてはどうしようもないというふうに私は思うのです。やっぱり国が関わらなければ駄目だし、国民もその健康についての考え方を変えない限り、日本の医療保険は崩壊するんじゃないかと私は思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、14番。

○14番（小林博文君） うちの娘が小児科によくうちの孫を連れて行くんですけど、すごく先生が優しく、看護師さんも優しく、だけどすいていて。だから、逆にすごくお勧めじゃないかというのは、小児科は市内でもだんだん減ってくるというか、なかなか混んでいるところが多いんだけど、菊川病院、前ちょっと小児科1回休止したり、隔曜日しかなかったりしたんですけど、今、思ったよりすいてるというので、そこら辺は逆にお勧めかなと。結構小児科の赤字もあるというので微妙なところだと思うんですけど。予防について、ある程度その医療、その診療報酬とかの中でのそういう補填でプラスになる部分で積極的にやればいいんだけど、ちょっと言い方が悪いんだけど、健康になると病院は暇になっちゃうんで、そこは痛しかゆしなところなんで、それに見合うものが何かあればです。それも考え方なんですけど。特に、来てくれっていうよりも、確実に治すとか、そういうところをしていただければ、どっかに頼っているというのは、そこでないとなかなかやっていけないとい

うのもあると思うんで。委員長も言ってた強みをアピールするというのも大事なのかなと思うんです。そこではうちにもあるので、まだいいかなという気がします。どこかの病院とは違います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに、先に山下さん、どうぞ。

○16番（山下 修君） 16番 山下。やっぱり病院というのは、ここら辺、二次医療圏で磐田病院もあるし、掛川病院もあるし、菊川病院があって、それで皆さんが菊川病院に来るだけではないわけです。菊川市に住まわれている方も。やっぱり専門分野というか、それがいいところがそれぞれにあって、がんになると磐田病院に行ったりとか、そういう話もよく聞くもんですから、そういった面の中で、じゃ菊川はこの分野で伸ばすかといったら、先ほど松永さんが言われたように整形外科の関係で、整形外科ならこの中東遠の二次医療圏なら菊川だよ、こういうふうに言われるように、ちょっとPRにしていけるのが大切なのかと。それ以上に有名な方かもしれませんけれども、そういった特化した部分で強みを出していただくのが大切なのかなと、こんなふうに思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにということで、5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。健康診断とかそういった健康の予防といいますか、それを強めていっているんで、今日ちょっと質問できなかったんですけど、人間ドックなんか僕初めてこの間受けたんですけど、そういったものもどんどん受け入れるようなことを、もうやられているということですけど、そういうのを進めたらいいかなと思いました。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見は、1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、何か病院というと病人しか集まらないみたいなイメージがあったもんですから、やっぱり整形外科というと、スポーツ障害とか、今、健康診断というのもあったけど、病気になる前の予防ということをうたって、もう少し幅を広く集められたらなというふうに、そんな気がしました。すみません。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） インスタグラムを最後に聞いて、やっぱりああやって広報していかないと、できれば骨切りとかリハビリだったら菊川だねとか、何かイメージをつけられるような感じでとか、また、織部さんであった遺贈寄附もできればお願いしたいと思う。若い方もいるかもしれないけど、そういったのを募集しているんだというのは、やっぱりアピール

していくことも必要かなと思いましたが、こういった取組もしてほしいことと、令和10年で償還がなくなって、その分繰出しが減っていくといえ、そのときはまた繰出しが大分減っていればいいなと思いました。

以上です。14番。

○14番（小林博文君） インスタはすごくいいと思うんです。ちょっと、なぜかインスタ見ていたら入ってきたので、すぐ登録したんですけど、休診日とか、さっき言った紙で来るやつって隔月で来るんで、いろいろタイムリーなことって割となかったんだけど、それが出てくるし、最近の若い人って、病院探すのもネットで探すんで、やっぱヒットしないとなかなか見てもらえないので重要かなと、いいかなと思いました。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。よろしいですか、大体これで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） それでは、採決に移ります。議案第24号 令和8年度菊川病院事業会計予算について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員ということで、議案第24号は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、議案第24号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時31分

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算委員会教育福祉分科会に切替え、こども未来部の審査を行います。

初めに、森下こども未来部長、所管する課名等を述べてください。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） こども未来部です。よろしくお願いします。

所管する課は、子育て応援課、こども政策課、小笠北認定こども園となります。

最初に、本日は子育て応援課、続いてこども政策課、小笠北認定こども園審査をお願いするような形になりますので、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、武藤子育て応援課長より出席者の紹介をお願いします。
武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長の武藤です。よろしくお願いいたします。
主幹兼家庭支援係長の濱野です。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） よろしくをお願いします。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 主幹兼こども保健係長の山田です。

○子育て応援課主幹兼こども保健係長（山田絵里君） よろしくをお願いします。

○子育て応援課長（武藤有美子君） こども相談係長の村田です。

○子育て応援課こども相談係長（村田弓枝君） 村田です。よろしくお願いします。

○子育て応援課長（武藤有美子君） こども発達係長の山下です。

○子育て応援課こども発達係長（山下朝子君） お願いします。

○子育て応援課長（武藤有美子君） よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、事前通知を提出された委員の方から
質疑を行います。

ということで、1つ目で、松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

3款2項1目母子福祉費、タブレットの24です。

システム保守作業委託料が増額となる要因を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

現行のひとり親家庭等医療費助成システムが、開発業者より令和7年度末でサポート終了となる方針が示されたため、令和8年2月に新システムを導入しました。令和8年3月分からシステム保守作業委託料が発生するため、令和7年度は1か月分の保守料を計上しておりましたが、令和8年度は1年分の保守料となりますので、令和7年度当初予算に比べ増額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 次、奥野委員からお願いします。

○5 番（奥野寿夫君） ひとり親家庭等受験料支援金及び同養育費確保支援助成金を新設する経緯を伺います。支援の詳細を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

ひとり親家庭等受験料支援金は、国のひとり親家庭等生活向上事業のこどもの生活・学習支援事業の一つで、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略に支援が掲げられており、経済的に不安を抱えるひとり親家庭への支援として、より安心して子どもを育てられるよう経済的な支援を行うことを目的としています。

本市としましても、経済的理由で進学を諦めることなく進学に向けたチャレンジを後押しできるよう助成金制度を導入することにしました。

内容につきましては、ひとり親家庭や低所得の子育て世帯などに対して、大学等受験料と模擬試験受験料を助成するもので、児童扶養手当受給世帯相当または低所得子育て世帯で、市が実施する学習支援事業に登録している児童が対象となります。大学等受験料については、高校3年生などに1人当たり5万3,000円を上限、模擬試験受験料については、高校3年生などは1人当たり8,000円を上限、中学3年生は1人当たり6,000円を上限としています。

次に、ひとり親家庭養育費確保支援助成金は、昨年の9月議会でもお答えしましたが、国の離婚前後家庭支援事業の養育費の履行確保に寄与する取組の一つで、養育費等の取決めに係る費用補助や家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する費用の助成を行うものです。また、令和7年10月31日に閣議決定された民法一部を改正する法律により、父母の離婚後の子の親権、養育費の支払い確保、親子交流等に関する法律の見直しがされ、令和8年4月1日から施行されることとなったことから、本市においても、離婚後に子どもが心身共に健やかに育成されるよう、離婚後生活や養育費取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭子ども及びその家族の福祉向上を図ることを目的として実施するものです。

事業内容は、要件に該当するひとり親家庭に対して、1つ目、公正証書による養育費の取決めに要する公証手数料として限度額4万3,000円、2つ目、家庭裁判所への養育費に関する調停申立てや裁判等に要する費用を7万6,000円を助成するものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5 番（奥野寿夫君） いいです。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） すみません。1 個目のところで、市が実施するのに登録している方が対象ということで、そのところもうちょっと詳しくいただければなと思ったんですけど。

答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

福祉課が来年度実施を予定しております菊川市生活困窮者自立支援事業というものがありまして、子どもの学習支援事業というのを行います。そこでまた詳しく、多分次の分科会で福祉課のほうであると思うんですけど、詳細はちょっとこちらではあれなんですけど、こちらのほうの事業を受けるお子さんに対して補助を行うという制度になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。あと金額の上限が5万3,000円とかあったんですけど、そこら辺の上限は国の要綱に沿ってこういった金額になっているのかが分かればお願いします。

武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 上限額の根拠ですけれども、国の補助単価の上限と同額と設定させてもらっています。既に導入済みの県及び近隣市も同様の金額が多くなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

関連質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 今のところで、5万3,000円とか8,000円、6,000円ってあったんですけど、これ全額補助なんです。財源の内訳って、分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

国から2分の1、市が2分の1という形になります。

以上です。

○14番（小林博文君） 全部。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 2分の1。

○14番（小林博文君） 2分の1。市が2分の1。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） もう一個、申し訳ないです。30人で100万5,000円通っているんですが、この5万3,000円が何とか、細かくもし分かれば。それが市内の今の実情から算出しているのか、その辺ちょっと教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

先ほど申しあげました福祉課のほうで行う生活支援事業の対象者が、高校生が15名、中学生が15名ということで、それが限度の人数になっていますので、その人数で算定をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。はい、どうぞ。

○14番（小林博文君） それは市の中の実情に合ってるんですかね。このひとり親世帯の今児童手当の支給世帯とか低所得者の世帯で、今度この辺の人たちが中3になる高3になるというところを見越しての人数なのか、おおよそでざっくり出したのか、ちょっとその辺教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） こちらの人数につきましては、この該当する中でどれだけの方がこの事業に申し込むかというところが、ちょっと初めての事業でしてちょっと今のところなかなか想定がつかないというところで、福祉課と同じ人数で算定だけさせてもらっているというところになります。

以上です。

○14番（小林博文君） 福祉課と同じ人数。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 取りあえず、今福祉課のほうで出されている人数ほぼ全員受けたらこのくらいになるという額ということですか。はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに関連があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、3つ目のところ山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） すみません。同じ母子福祉費で22ページ、子育て応援課で、ひとり

親家庭における子どもの数はどのような状況になっているかということで、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 質問答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

令和8年2月末現在の児童扶養手当受給世帯における年代別受給対象児童ですが、未就学児が45人、小学生が105人、中学生が82人、高校生が86人、有期認定といって、18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて20歳未満で、法で定める程度の障害の状態にある者、という者が3人の合計321人となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） これは1人の家庭で1人おられる方もあるし、2人おられる方もあるというそっちを聞きたかった。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 内訳ですけれども、受給対象児童数5人の方が1人、1世帯。

○16番（山下 修君） 5人。

○子育て応援課長（武藤有美子君） はい。4人の方が1世帯。

○16番（山下 修君） はい。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 3人の方が16世帯。

○16番（山下 修君） 16世帯。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 2人の方が68世帯。

○16番（山下 修君） 68世帯。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 1人の方が128世帯。

○16番（山下 修君） 128。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 合計321人、受給者としては214人となります。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。

ひとり親で5人の子どもがいるっていう家庭が。

○16番（山下 修君） すごいですね。

○分科会長（西下敦基君） すみません。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目のところ須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款2項1目子育て支援事業費について伺います。

ファミリーサポートセンター事業負担費が増額となっているが、理由を伺う。ファミサポの利用実績は、ということでお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） ファミリーサポートセンターは、就労など社会参加と子育てとの両立を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援するため育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしていただける方が会員となり、会員同士が一時的・短期的な育児の相互援助活動を行う制度です。

本事業は掛川市と本市が共同で実施しており、事業実施主体の掛川市に負担金を支払っております。提供会員を増やすため、物価高騰の影響や最低賃金の見直しも鑑み、提供会員の報酬の引上げとして1時間当たり440円を事務局から支払うために増額で予算計上しました。なお、現在の1時間当たりの報酬は、平日の午前7時から午後7時までが1時間当たり600円、平日のそれ以外の時間が1時間当たり700円、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は午前7時から午後7時までが1時間当たり700円、それ以外の時間が800円で、依頼会員が直接提供会員に支払う仕組みになっておりますが、依頼会員の負担額に変更せずに事務局で助成金として提供会員に支払うこととし、そのための増額となっております。

なお、ファミリーサポートセンターの利用実績ですが、令和8年1月末時点で延べ180件となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

そうしますと、平日の7時から19時は1,040円、1時間当たり。それ以外が1,140円で、休日の7時から7時が1,140円で、それ以外の時間帯が1,240円になるということですかね。その今サービスを受けられた方が、直接それまでお金を支払っていらっしゃる、440円事務局負担ということだったんですけども、支払いはどのような形になりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

金額のほうは、今須藤委員がおっしゃったとおりの金額になる形で今検討を進めている段

階でして、まだ、すみません、確定ではないんですけれども、もしそうなった場合に、事務局のほうから、その差額分を御本人様に支払うような形をとる予定でおります。今までは、行った先で依頼会員と提供会員さんそれぞれそこでお金のやり取りが発生していますので、事務局は絡んではなかったんですけれども、今度はその部分は変わらずにその差額分を事務局から払うというような形で今検討しているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

何かトラブルが起きないのかなというちょっと心配がよぎってしまったんですけれども、直接やり取りですと。事務局を1回挟む形にするなら、全額事務局にサービスを受ける側が事務局にお支払いして、事務局からまとめて提供者側にお支払いする形は検討できないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

今、ファミリーサポートセンター、全国にある、行っている事業になるんですけれども、今どこも個人ごとでお金のやり取りっていうのをやっている状況で、事務局が金銭のところ絡んでいるというのは、今ない状況なんですけれども、そこは今までと変わらない形になりますので、その差額分の上乗せする分については、本人さんを通さずに直接市の事務局のほうから負担をするので、直接支払うというような形を取る形で今動いてはおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。今のところは、ありがとうございます、大丈夫です。

以前からファミリーサポートの提供側とサービスを受ける側の人数が少し乖離があるという話を伺ってはいるんですけれども、現状どのようになっているか、分かりましたら併せてお伺いできたらと思うのですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。濱野係長。

○子育て応援課主幹兼家庭支援係長（濱野寛子君） 家庭支援係長でございます。

やはり今、送迎が増えておりまして、学童からその後塾に行く場合に塾への送迎、その後、その塾にまたお迎えに行ってお家で預かりというそこが一番皆さん多い事業というかものになってはおります。あとは、小さいお子さんで生まれたばかりのお子さんとか。

人数なんですけれども、提供会員がやはり少ない状況にはなっておりますので、そこにつきましてもどうしても預かりが多い形にはなるんですけど、そこをなかなかちょうどその日にマッチングするのがなかなかないということで、お断りするようなケースもあるものですから、そこも含めて、提供会員さんに金額を上げることでなっただく方を増やすというようなことで、今回そういったものを検討しようということで金額を上げるということで今動いている状況でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。補足の説明が。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

提供会員と依頼会員の人数になりますけれども、まず依頼会員は、令和7年1月時点で依頼会員が76人、提供会員が21人、両方会員が7人となっております。やはり依頼会員の伸びが大きいというような現状ではございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。

○9番（須藤有紀君） 再質疑、最後2点お伺いしたいんですけど、今伸びが大きいとおっしゃったので、推移どのぐらい増えてきているのかっていう推移が分かればお伺いしたいのが1点と、あと周知方法、440円増額されて、提供会員を増やしたいというお話があったと思うんですけども、このファミリーサポートの制度そのものの周知とともに、増額するっていうことの周知をどのようにされていく予定かというところをお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

依頼会員は、昨年度に比べて17人が増えております。前年度に比べて。提供会員につきましては、プラス1人、両方会員はマイナス1人となっております。

周知方法なんですけれども、掛川市と共同の事業となりますので、掛川市と話をさせてもらって、どのような周知方法でしていくかというところをまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ちょっと掛川と菊川の共同事業ということで、これ菊川の内訳とかがって分かりますか。依頼とか提供の菊川分とかがって。

答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 先ほどお答えした人数が、菊川の人数となります。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

関連質疑ございますか、ほかに。なければ、次のところを松永委員から。5番目のところ
です。お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

款項目は同じで、子ども医療費になります。タブレット27です。新システムと現行のシステムとの違いを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

現行の子ども医療費助成システムの開発業者から、令和7年度末でサポート終了となる方針が示されたため、令和8年2月に新システムを導入しました。内容につきましては、事業に支障が出ないよう現行システムと同様の機能を持つシステムを構築しましたので、大きな違いなどありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。なければ、次、自分のところで。同じところでは内容としては子ども医療費扶助について、前年度と同額になっているが、不足することがないのか伺います。答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子ども医療費扶助についてですが、当初予算を見込む際、令和6年度と令和7年度の実績、対象人数の減などから現物給付を1か月あたり2,250万円とし、年間2億7,000万円で見込み、償還払い分及び未熟児養育医療費自己負担分を1か月あたり72万円として年間864万円、合計2億7,864万2,000円で計上しております。

感染症の増加、高額な医療があった場合など、月によっては見込み額を超える場合があります。補助費が不足することもあると思いますが、当初の段階で高額医療費を見込むことは困難なため、常に状況を注視しながら医療費の対応を行ってまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すみません。今年度はインフルか何かで補正でプラスしていたと思ったのでちょっと足りるのかなと思ったので。読めないことがあるということで分かりま

した。

関連質疑ございますか。

なければ、すみません、7番目、山下委員お願いいたします。

○16番（山下 修君） 3款2項1目こども相談事業費（児童福祉）ということで、説明資料の26ページ。

児童虐待やヤングケアラーの対象となる子ども数をどのように想定しているのか、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。

児童虐待により支援や保護が必要な児童の数は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議にて管理している児童を想定しています。

また、ヤングケアラーについては、毎年、市教育委員会において、市内公立小中学校児童を対象に、生活実態及びヤングケアラーに関する調査を行っており、その結果、疑いのある児童生徒については各学校教員が本人から聞き取りを行い、状況確認を行っています。その結果は、市教育委員会からこども相談係に報告をいただいております、ヤングケアラーの把握をしています。

児童虐待及びヤングケアラーの把握については、市民や園・学校、教育委員会、警察等からこども相談係へ通告や連絡が随時あるため、それも把握のきっかけとなっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ですがございますか。16番。

○16番（山下 修君） 大まかに傾向としては増加傾向か、あまり変わらないのか、減っているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 増加傾向については、大体要保護児童対策協議会のところで管理している人数というのはそんな大きな変化はなく、大体同じような人数でずっと動いているというような形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

なければ、8番目のところを須藤委員さん、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

同じところで、ページとしては次のページになります。子育て短期支援事業委託料の詳細説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

武藤課長本事業は病気による入院や出産、育児疲れ、出張などで家庭において児童を養育することが一時的に困難になった人などが利用できる事業となります。

今回、2歳以上の児童について、1日あたり市からの委託料5,500円で6日分及び養育環境等に課題があり、児童が一時的に保護者と離れることを希望する場合に利用料減免として、1日あたり2,100円を4日分として合計4万2,000円で計上をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

これは、対象は児童になるから小学生以上。何歳くらいまでが対象になるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長です。実際の利用は18歳までとなります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと関連ですみません。議場でも多分はつきり答えなくて、市内でなくて市外でということで、これってまだ具体的に言えない話なのか。なんかそういった民間があんまりしないような、どうなのかなと思ったので。そこは部長に聞けばいいのかな。森下部長。

○こども未来部長（森下路広君） それこそ議場の人とお答えしましたけれども、市内にはそういった児童福祉は今回、子育て短期支援事業をやってくれるような養護施設というのはございません。議場でも答えましたが、今回の事業の設定にあたっては近隣市町で実績のあるところをお願いしたいということで、これにつきましては来年度、年度変わって、委託で結んでから、やっぱり事業所というのは公表できると思いますので。今この時点でどこの事業所になるかというのは、まだこれからですので、ちょっと申し訳ないですけど、言えない状況です。

この子育て短期支援事業というのを、なかなかどこの施設でもできるかというのはそうで

もないものですから。ほかの掛川だとか袋井だとかいろんなところがやっているところ、一括してやっている施設がございますので、うちはどちらかというところの子育て短期支援事業については後発組になるものですから。同じ近隣市町でやっている施設のところで、うちもお願いするような形で今予定はしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

ちょっと自分がその前の段階で児童虐待で20人いて、ネグレクトだとかというなんか需要とか、あとちょっと出張でとかちょっと子どもを預けたい休みたいって人たちがいるという、この予算だとちょっと少ないんじゃないかなと思ったんですけど。ここら辺の予算規模というか、ちょっとそこら辺って大丈夫なのかどうかというのを、もし分かれば答弁お願いします。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 令和6年度の近隣市町の利用状況を確認した上で、本市の利用人数を6日とさせていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

関連質疑ございますか。

次のところを、9番目のところを山下さん、お願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

4款1項3目予防接種費、子育て応援課という、説明資料の29ページ。日本脳炎の延べ接種者が前年に対して404人増となっているが、要因は何か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 日本脳炎予防接種はこれまで3歳児に対して、初回2回、1年後に追加1回の接種を行っていましたが、令和6年11月12日に県から、生後6か月からの接種が可能であるとの通知を受け、前倒しして行う人が増加しています。そのため、令和8年度も前倒し接種分と、令和7年度に第1期初回接種として2回接種を済ませた人がおおむね1年経過した時期に追加接種を行うことからその追加接種分も合わせて見込んでいるため、404人の増となっています。

404人の内訳としては、これまでと同様の接種対象者が207人の減、前倒し実施分が611人の増となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑ございますか。なければ、関連質疑ありますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

ちょっとごめんなさい、私の記憶違いだったら申し訳ないですけど。確か日本脳炎でしたか、ちょっと手薄になって入ってこなかった時期があったと思うんですけど、今はもう安定して入ってきているということで大丈夫ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 最近につきましては特に接種ワクチンが足りなくなるといようなことはありませんので、皆さん打ちたい方が打ちたい時期に予約すれば打てるといような状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

日本脳炎ではなく、ほかのワクチンも大丈夫ということでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。在庫は大丈夫かということですね。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 子育て応援課長でございます。

予防接種の中で麻疹風疹というワクチンがある、MRとよくいうワクチンなんですけれども、去年のぐらいにちょっと足りなくなる時期がありまして、国のほうで打たなきゃいけない時期を延長していいよといような措置が取られておりまして、それがちょっと足りなくなっている時期がありましたが、今は大体安定的に打てるような形にはなっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） では、ほか。

最後のところ、私から。4款1項5目こども相談事業費（母子保健）ということで、タブレットは39ページ。市外里帰り先での助成の内訳と利用者数の想定はということで答弁を求めます。武藤課長。

○子育て応援課長（武藤有美子君） 産後ケア事業は、国において力を入れている事業であり、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う事業で、菊川市内に住所を有し、支援を必要とする全ての方が利用できます。来年度、里帰り先で、市契約外で産後ケ

アを利用した際の費用の助成を新たに予算計上しました。

金額の詳細につきましては、令和6年度の1人当たりの平均利用額である1万6,290円に、利用想定数を令和6年度産婦健診の償還払い手続き者の3分の1である5人と見込み、合計8万1,450円を計上しました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。私は大丈夫です。

なければ、一応ここの子育て応援課の中で質問があれば、お願いします。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

毎年子どもの数が減っていますよね。今年の予算を見ますと、子ども園費は2,800万円ぐらい減っているんですけども。児童措置費というのが1億7,000万円ぐらい増えているんです。ですから、私は全体的に対象の子どもが減っていけばどんどん一方的に下がっていくものじゃないかなと思っているんですけど、こうやって上がるものがあるというのは、主にどんな原因が考えられるんですか。ざっとでいいですけど。分からなければいいですけど。

○分科会長（西下敦基君） こども園費はこども政策課のほうですよ。こちら応援課ですの
で。

○分科会長（西下敦基君） 北幼稚園はこども政策課です。こっちじゃないです。

○分科会長（西下敦基君） それはあとで。

○13番（織部光男君） そう。それでいいです。後で。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

なければ、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

ここで執行部は退室となります。お疲れさまでした。

自由討議を始めていきます。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項に市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、自由討議を行います。

ご意見のある委員の方は挙手の上、発言をお願いいたします。

じゃあ、1点、自分からで。母子福祉費のところ、ひとり親家庭等授業料、あと養育費学校支援助成金の新しい制度が出て、こういった費用的に大変な家庭に支援をしていくということはいいいことかなと思いました。ただ、ボリュームとしてこれが大丈夫なのかどうなのか、ちゃんと利用されるかちょっと心配かなと思ったんですけど。そこら辺は必要なことじ

やないかなと私は思いました。

以上です。

ほかに関連とかほかで意見があればお願いします。14番。

○14番（小林博文君） 今のところなんですけど、大変悩ましいなと思って生活の困窮に近い人たちに限っているものでまだいいんだけど、実際ひとり親世帯って、ちょっと申し訳ないんだけど、割と税制の優遇措置とか子育ての支援金とかある中で、中学校の6,000円、8,000円とかというところを補助する、国の制度に出てきてるのでやるんでしょうけど。子どもが多い方が、うちだってそんなの苦しいよ、6,000円払うのも大変だよってことがあると思うんです。これが、どうなのかなというのはちょっと。いいんですよ、大変なの、困窮ってことは分かるんだけど。巷の意見としてはひとり親って結構優遇あるよねっていうところもある中で、これに限って特化して出すっていうのは。受けるのに、別にあんまり、これないと受けれないってほどの金額じゃないと思うんだけど。補助することにしたことはないんだけど。この制度、2分の1しか国が出さないというところ、全額補助してくれるならやれと思ったんだけど。ちょっとどうなのかなっていう。いいんですけど、ちょっと疑問が残るような感じがしました。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

ちょっと関連で。これはちょっと、多子世帯とか、子どもを産めば産むほど負担になっていくっていう世の中になっているので、そこはそこでまたちゃんとした手当が必要じゃないかなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。違うところでも同じところでも。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

やはり子どもを産む数を増やして成功例はフランスですよ。やはり子どもを産めば、4人も産んで育てている人に対しては税制の優遇も当然与えるべきだと私は思います。独身でいれば課税が多くなる。結婚した方が税率は下がって結婚したほうが得だよというような、そういう政策を取らない限りは結婚は増えないです。私はそう思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連して。反対意見。

○9番（須藤有紀君） 独身を擁護したい気持ちが出てきちゃうんですよ。今おっしゃったのはフランスじゃなくてハンガリーで、4人産むと所得税が皆減される。

○13番（織部光男君） フランスはもう昔から子どもの政策をやっているから。

○分科会長（西下敦基君） 9番 須藤委員。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

ちょっと独身税には反対の立場なんです。最近まで独身だったので。でも、確かに同級生にもひとり親で、23歳くらいでできちゃった婚をして、1年以内に別れて、そこからずっとひとり親で子育てしている子がいるんですけれども、結構豊かに生活はされているようにお見受けいたしまして。いろんな事情があるから一概には言えないですし、なんとも言えないところもあるんですけれども。

同じ同級生でアメリカに行って今起業している子からは、日本は優遇されすぎだという声も聞いてまして。アメリカだと子育てにはすごくお金がかかる、ベビーシッター代でも30万くらいかかるよということで。アメリカで子どもを産んで、子どもを連れてきたら日本は医療費無料なので、ちょっと心臓に穴が開いてる、ちょっとこう生まれたときに少し病気がある子だったそうなんですけど、無料で診療が受けられるので半年くらいまで治る見込みが出るまでは日本に行って、それからアメリカに帰るっていうことを言ってまして。日本は医療的にも子育ても恵まれすぎてるくらい恵まれてるから、これ以上手をかける必要がないと怒られたんですけど。それよりは産業を育成してくれって言われたんですけど。他国から見るとそういうご意見もあるくらいですので。確かにひとり親で大変な家庭を支援するっていうのはすごく大事なんですが、もう少し考え方を変えてもいいのかなっていうところは私も感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。できればこの予算の話をしてもらえたら。

○9番（須藤有紀君） ごめんなさい。国になっちゃいました。

○5番（奥野寿夫君） 一言。結婚する、しないとかは個人の自由ですので、そのことに対して、今婚活についても行政がそういったことに介入することについても否定的な意見もあるので。そういった自由に、あるいは結婚していてもいなくても子どもを産めたりとか、結婚も自由にするとか、フランスはそういう自由な社会に生かしたということは成功の面だと思うので、ちょっとさっきの意見はどうかと、僕は反対です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

○14番（小林博文君） 予算に絡みますよ。やらなきゃやらなくていいんだから。中学はやめるとかしてもいいと思う。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

児童虐待やヤングケアラーのところなんですけど、近所からの報告等で児童虐待が見つかってくる、見えてくるというケースが多いという話を伺ったんですが。ヤングケアラーってどうしても近所からなかなか見受けられないと思うんです。実際、私が本当に今思い返せばヤングケアラーに近いことをしていたんだなって思うんですけど、例えば、うち、一番下が生まれたときに一番上は小学校4年生の年だったんです。4年生、5年生になったときに、ちょっとお母さん買い物行ってくるね、下の赤ちゃん寝てるから。電話かかってきて、ママ泣いちゃったよ、多分おむつだからおむつ替えておいてとか、私が夕飯を作りたいときにお兄ちゃんにちょっと近所散歩行ってきたってお願いすることが多々あったんですけど。今思い返せばそれがヤングケアラーかって言われたら、そうなんじゃないかなって思うところもあって。近所から見れば、お兄ちゃんお利口だね、妹の散歩一緒に来てくれてるんだっていう解釈にどうしてもなってしまうので、本人からってなかなか言える場所がないと思うんです。ヤングケアラーに至っては。児童虐待は何かしらのこうアザとか表情とかに出てくるかもしれないですけど、ヤングケアラーってなかなか難しいなっていうところがあるので。ここを強化していくのであれば、ちょっと行政のほうから、学校を通じて、最近妹どうか、弟どうか、子どもが多い家庭であったりだとか、年が離れたご家庭はそんな配慮もしていただければ発見しやすくなるのかなっていうところは思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見は。ヤングケアラーの件って、今の件は家族の中の助け合いで兄弟が兄弟を見るっていうのは別に問題ないと思うんですけど。ただ、それが勉強できなくなるようなレベルだとしてというレベルの話。

○3番（松永晴香君） 子ども本人がどう捉えてるかにもよると思うんです。なかなか難しい。

○分科会長（西下敦基君） 5番。

○5番（奥野寿夫君） ただ、子ども自身もそういう自覚はないっていう場合もあるので、なかなか難しいというか、大きな問題だと思いますけど。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。よろしいですかね。

意見がないということで、自由討議を終了させて、以上で子育て応援課の審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等をもとに、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会

にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

次は、こども政策課になります。

休憩 午後 3 時 1 5 分

再開 午後 3 時 1 7 分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開し、こども政策の予算審査を行います。

初めに、堀川こども政策課長より出席者の紹介をお願いします。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長の堀川でございます。小笠北認定こども園園長の松村です。こども政策課幼保こども園係長の木下です。こども政策課こども政策係長の赤堀です。こども政策課指導主事の後藤です。小笠北認定こども園主幹保育教諭の馬淵です。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。事前通知を出された方から順番に行いますけれども、1つ目を松永委員、お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。3款2項1目幼保施設整備補助費（保育）、タブレットの3ページです。負担金補助及び交付金の大規模修繕等事業1園とあるが、その内容を伺う。大規模修繕事業では休園や利用制限を行うのか伺う。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。当該補助事業は、保育所等が子どもを安心して育てることができる環境を整備するための大規模修繕を実施する場合に、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、補助金を交付するものです。

こども家庭庁発足後、幼保施設の整備に係る国の補助制度が一元化したことや、老朽化が進んだ園舎で継続して保育を実施する園もあることから、大規模修繕を実施する場合の補助制度を新たに創設することとなりました。

次年度予算を計上するにあたり、各園に状況を確認したところ、河城保育園から、水道管が経年劣化により腐食してきており修繕工事を実施したいとの申し出がありましたので、令和8年度において補助金を交付できるよう進めております。

修繕工事は、水道管を新たに布設するものとなりますが、園児のいない時間や休園日に工

事を実施するため、休園や利用制限といったことは予定されておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目のところ、本田委員、お願いします。

○1番（本田高一君） お願いします。3款2項1目保育事業費（保育支援）ということで、タブレット4ページになります。委託料が、公金収納QR対応作業委託料69万円とあるが、令和7年度は住民情報システム等保守業務委託料173万8,000円であったが、変更内容を伺う。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。公金収納QR対応作業委託料は、保育料のQRコードによる納付を可能とするため、住民情報システム及び収納システムをQRコード付き納付書に対応可能とする改修作業委託料で、令和8年度新たに予算化するものです。

令和7年度予算の住民情報システム等保守業務委託料は、住民情報システムのうち保育システムに関わる保守料で、こども政策課で予算計上しておりますが、標準化に伴い令和8年度以降は企画政策課で一括して予算要求することとなりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目のところもお願いします。

○1番（本田高一君） それでは、同じところですけども、使用料及び賃借料に令和7年度は住民情報システム等保守業務委託料66万円が計上されていたがカットされた理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。先ほどの住民情報システム等保守業務委託料と同様に、住民情報システム借上料につきましても、令和8年度以降、企

画政策課で一括して予算要求することとなったため、こども政策課では、令和8年度予算には計上しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 須藤委員からお願いいたします。

○9番（須藤有紀君） 4番 須藤です。同じところで伺います。多様な保育推進事業費補助金減額の要因は、また、調理員加配事業の説明をということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。多様な保育推進事業費補助金は、県の補助制度を活用して各園への補助を実施するものです。令和7年度中に県補助制度の内容が見直され、乳幼児保育事業の1歳児の補助単価が改正されました。

改正内容は、保育所運営費委託料及び施設型給付費において、1歳児配置改善加算の適用を受ける場合は、乳幼児保育事業の補助単価が加算額を控除した額となりますので、これにより令和8年度は大幅な減額となります。

また、調理員加配事業の内容ですが、こちらも県の補助内容の改定により、本市においても令和8年度から新規事業として実施するもので、食物アレルギー児童の給食対応に係る調理員の加配等に要する経費に対する補助金となります。補助額は、アレルギー児童数掛ける月額3,000円となる予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑とかございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところで、5番目のところを山下さんからお願いします。

○16番（山下 修君） 同じですね、保育事業費の家庭保育支援ということで、説明資料の4ページです。リフレッシュ・一時保育事業の4時間未満利用者が大幅増の見込みとなって

いるが、令和7年度の利用実績等、前年比1.6倍とした理由は何か。また、受入園の数、保育士の配置等状況はどうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。リフレッシュ・一時保育事業の4時間未満の利用につきましては、令和6年度は全体の59%でありましたが、令和7年度9月末時点では80%と増加しております。

利用申請時の聞き取りから、子どもに負担をかけることのない時間の利用を希望する保護者が増えているためであると思われます。これをもとに令和8年度の利用を見込んだところ、前年比1.6倍となりました。

令和8年度の受入れ園は12園、うち専任保育士を配置する一般型は公立を含めて4園の予定で、本年度当初と変更はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。保育士の配置と状況はというところで、何かお答えがありますか。答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 一般型ということで、専任の保育士を配置する園ということで、今、公立を含めて4園ということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目のところを松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。款項目は同じところで、放課後児童クラブ運営事業費になります。タブレット8ページです。会計年度任用職員報酬増額の要因は。会計年度任用職員は何人の増員なのか。夏休み等の長期休みになると支援員、補助員の補充に苦慮していると聞くが、その対策はあるか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をお願いします。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。会計年度任用職員報酬の増額要因は、加茂地区センターで児童クラブを実施することによる職員数の増加及び時給単価の増額によるものです。

令和8年度の放課後児童クラブ職員は、主任が1人、クラブ長9人、それから支援員と補

助員につきましては、様々な勤務形態の職員となりますので、人工で答えさせていただきますが、支援員は22人工、補助員13人工、合計45人工の報酬を計上しています。今年度の当初と比較すると、支援員2人工、補助員1人工分の増となっています。

長期休暇等の職員配置については、例年、長期休暇のみ勤務を希望する職員を確保しておりますので、通常の期間に比べ、職員を増員し、対応しております。職員不足が見込まれる場合には、SNS等により職員募集を行い、職員の確保に努めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 同じところで質問させていただきます。環境整備が必要な学校もあると聞いていますが、改善の余地はあるかということをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。放課後児童クラブのトイレの数や実施場所など、学校内の施設の使用においては、教育委員会や学校と協議し、放課後児童クラブの運営に支障が出ないように対応しております。

今年度は小笠北小学校と協議を行い、長期休業期間中の2階多目的教室の利用や、放課後の南校舎1階トイレの利用について学校に了承をいただき、環境を改善することができました。

また、加茂小学校放課後児童クラブにつきましては、利用希望者が多く、全ての方の受入れが難しい状態となっております。今年度から加茂地区センターの研修室を借りて実施場所を拡大しましたが、今後も利用ニーズが増えていくことが見込まれます。民間の学童保育施設及び教育委員会や学校との連携により、ニーズに沿ったクラブ運営ができるよう努めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今、加茂と北の例を答弁いただいたんですけども、堀小も結構、潮海寺の人が増えていて、柳町の辺りですかね、家が増えていて、少し心配の

声をいただいたのですけれども、堀小に関しては支障なく運営されているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。今年度、今現在、堀之内小学校の児童クラブにつきましては、待機というところはありませんが、来年度も今、少しは調整をしている最中でございますので、また今から調整後によっては、もしかしたら多少なりとも入れないお子さん等が出る可能性もございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） この間も聞きましたけれども、内田小学校の、今のあそこで使うって、支障はないんですか。古いですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。内田の小学校は今、旧の内田保育園を使っておりますけれども、特に耐震上の問題等ございません。古い建物ではございますが、それなりに使いやすいように工夫はさせていただいておりますので、問題はないと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連あれば。松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。同じところで、ページ数は次ページになります。入退室管理アプリ利用料は、使用人数によって変動するのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。入退室管理アプリ利用料は、人数によって単価の設定が異なります。金額は、30人までのクラブが月額6,000円。31人から60人のクラブが月額1万円。60人以上のクラブが月額1万3,000円となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連はありますか。9番。

○9 番（須藤有紀君） 9 番 須藤です。今の関連ではないんですが、同じ放課後児童クラブのところで、今、かなりパンパンなところも出てきているということで、北小学校のところも70人近いお子さんが1室使っていらっしゃったりとか、加茂も人が増えて、3か所で今、展開されていると思うんですけども、でも、出生数は大分減っていますので、今後ニーズが増える見込みという答弁を先ほどちらっといただいたんですけども、出生数の減少に伴って、今がピークだけど、その後減少していくと見込んでいらっしゃるのか、それとも先ほどのご答弁のように、社会の雇用形態の変動に伴って、ニーズが増加し続けるというふうに見込んでいらっしゃるのか、その辺どのようにお考えかお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。児童クラブのニーズといいますのは、近年特徴的なのは、4年生以上、高学年等の利用が増えているということもございます。子どもさんの中には集団の中で過ごしにくいですとか、お友達が仲のよい子がいないのでつらいという方もいらっしゃいますし、保護者の中には、もう少し放課後、学習に力を入れていただくような施設がいいということで、多様なニーズということで自分たちも把握しております。

途中退所をする方もいらっしゃいますが、ある程度、安全、安心に過ごせる場所は、様々な形があるのがいいのかなというのは考えておりますが、あとは地区別で偏りがございますので、少子化が進んで、この地区は少なくなっているけれども、この地区はまた住宅地等増えて、増えているというような地域性というのもございますので、その辺はまた検討していく課題であると思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。9 番。

○9 番（須藤有紀君） 9 番 須藤です。そうしますと、加茂とか堀小とか今、結構増えている地域に関しては、ずっと増加し続けるような見込みでいらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。加茂小学校につきましては、出生数とかを見ていきますと、ここ何年かは同じような人数、もしくは増えるかもしれないという形になっているかと思います。ちょっと堀小のほうは、まだそこまでの分析がしておりませんが、加茂小については、特に、増となるか、同じ横ばいになるかということで減り

はしないではないかと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、やはり、新設ということも一つ視野に入るのかなというのは感じまして、加茂小、ちょっとこう、今3か所でやっていらっしゃいますけど、入り切れなくて、私的待機に回るといいますか、ちょっと待機されているような事例もお伺いしますので、その辺についてはお考えいかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。加茂小につきましてはどのような形が一番望ましいか、今それこそ人数のことは考えながらも、新設にするのか、どこか違う場所にするのか、民間等の力を借りるとか、その辺の手だてというのは幾つかまた考えている最中でございますので、特にこの方向でということはお示しができませんけれども、今後また検討させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、ちょっと聞き方が難しいんですけど、市内の乳幼児施設については逆にピークを過ぎてきていて、乳幼児、減少傾向もこの先見られるという中で、学童保育とかにそっちのほうとかをやってみようとかという乳幼児施設のお話も聞いたり聞かなかったりするんですけども、今の公設公営の中でやっていけるといところは考えているということで、そういったアプローチがあっても、今のところはそれ以外に広がるということは、菊川では考えていないんですね。

例えば民間の乳幼児施設で学童保育をやってみたいとか、そういうふうな、ちょっと聞きにくいんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。法律の制度に則って児童クラブをやっていただくということで、そういう委託先ということを考えるのか、もしくは民間のほうで、特に法律とは切り離して、事業としてやっていただくと、いろんなやり方があると思いますので、そこにつきましてはご希望があるようでしたら、協議、相談はさせていただきたいとは思っておりますので、特にそれを妨げるようなこともなく、協力してやって

いければとは思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほか関連ありますか。3番、どうぞ。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。すみません、アプリにまた戻ります。先ほど人数によって変動があるということだったんですけど、これは放課後児童クラブに通う児童の人数ですか、それともお迎えに来る保護者、登録した保護者の人数ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。入所している児童数となりますので、子どもの数となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。すみません。ちょっと1個前に戻って、環境整備が必要な学校があると聞いているがと、ここのところで14節で、工事請負費で、改良整備事業費ということで389万4,000円、エアコン修繕で、北小とか加茂小とかがこれは入っているんですよ。これも環境整備に入ってくるんじゃないかなと思っていて、このエアコンの交換みたいな修繕というのは、もし内容を聞けばと思ったんですけど、もう壊れたとか、壊れそうだとか、人数が多いからいいものにするとか、分かりますか。

堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。エアコンのほうですが、加茂の児童クラブのものにつきましては、水漏れということで、少し支障がございますので、早急に対応したいと思っております。

北の児童クラブのものは、広い部屋にはめ込み式というものをしておりますが、大分古いものでございますので、いつ故障してもおかしくないような年数使っておりますので、こちらにつきましても取り出させていただきたいということで、要望を出してございます。

○分科会長（西下敦基君） 予防修繕的なところですよ。まだ壊れていないけども、古いからということということ。

○こども政策課長（堀川訓子君） 北は。はい。

○分科会長（西下敦基君） 北は。はい、分かりました。

関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。9番目のほうに行きます。小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。3款2項1目幼児施設連携強化費、タブレット10ページ、紙で8ページです。保育士等のキャリアアップ研修の実施において、各市との連携をどのようになっているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。保育士キャリアアップ研修は、保育士の処遇改善と専門性の向上を図るもので、給付費処遇改善加算にも関わる重要な研修となります。静岡県等が実施する研修は、受講者数に制限があることや開催場所が身近でないことから、磐田、袋井、掛川、菊川、森町の4市1町が連携し、令和5年度から集合研修を開催しております。当初の予定では、令和7年度で研修を終了する予定でありましたが、事業の必要性を検討し、1年延長して来年度も研修を実施することとして準備を進めております。

乳児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応など計7分野の研修について、4市1町で担当を決め、お互いの市町の幼保施設に勤務する保育士を受け入れています。

研修申込み、受講終了報告等についても、4市1町で情報共有を行い、適切に事業を進めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番です。その参加者ってどのぐらいの人数ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。菊川市で開催したものでよろしいでしょうか。

○5番（奥野寿夫君） はい。

○こども政策課長（堀川訓子君） そちらでよろしければ、プラザけやきの会議室のほうで、

今年度は57名、うち市内園の者が17名という参加でございました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） はい、いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところを、10番のところを奥野委員お願いします。

○5番（奥野寿夫君） すみません。ページは次の、タブレット11ページになります。会計年度任用職員の。

○分科会長（西下敦基君） 事業名をお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 事業名を。すみません。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○5番（奥野寿夫君） 幼児言語教育指導費、タブレット11ページです。3款2項1目、同じです。会計年度任用職員の報酬が減額となる理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。ことばの教室に勤務する指導員2名分の報酬となります。令和6年度、令和7年度ともに、指導する児童の人数に大きな変化はありませんが、当初の見込みと比べると、1人当たりの指導時間や回数が減少しており、補正対応で報酬を減額いたしました。これらの実績を基に、令和8年度予算を精査して減額といたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ないです。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） もう一つ目の11番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。同じところで、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会負担金の説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会負担金は、言語・聴覚障害児の教育の推進を図ることを目的に、発達通級指導教室の担当、園、学校関係者、言語聴覚士などで構成する研究組織の会費です。こども政策

課のことばの教室指導員 2 名が参加し、会員間での研究協議、知識や情報の交換を行っております。

昨年度までは、幼児・学童分の会費を教育委員会で併せて支払っていましたが、令和 8 年度からは幼児分を分けて支払うこととなったため、こども政策課の予算で計上しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9 番（須藤有紀君） 両方、奥野さんのところと私のところを併せてやってもいいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。9 番。

○9 番（須藤有紀君） 9 番 須藤です。1 人当たりの指導時間が減少ということで、先ほど奥野さんのところで答弁があったと思うんですけども、対象の子どもたちの人数と時間数がそれぞれどのぐらいかというところを、昨年度実績も併せてお伺いできればと思うんですが、ありますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。1 月末分の集計となりますが、それでよろしいでしょうか。

○9 番（須藤有紀君） はい。

○こども政策課長（堀川訓子君） はい。まず、今年度の相談を含んだ延べ指導回数となりますが、今年度は 523 回、令和 6 年度は 537 回でした。相談を含んだ延べ指導数ですが、今年度は 90 人で、昨年度は 115 人でした。当初では時間数というのを、指導員の時間数一月分を 80 時間で見込んでおりましたが、実績的には一月 60 時間程度ということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9 番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみませんが、12 番目のところを本田委員からお願いします。

○1 番（本田高一君） お願いします。3 款 2 項 1 目地域子ども・子育て支援事業費ということで、タブレットのほう、12 ページです。委託料に令和 7 年度は消防設備点検委託料が計上

されていたが、本年度はカットされたという理由をお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。旧内田保育園において運営を行っていた「なかうちだのぞみ保育園」が、令和7年度末をもって閉園することとなりました。なかうちだのぞみ保育園閉園後も、旧内田保育園で、内田小学校放課後児童クラブを運営いたしますので、これまで地域子ども・子育て支援事業費に計上していた消防設備点検委託料を放課後児童クラブ運営事業費に組み替えます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○1番（本田高一君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、13番目のところを奥野委員お願いします。

○5番（奥野寿夫君） 10款1項4目子ども・子育て支援制度事業費（教育費）、タブレット16ページです。教育標準時間認定施設型給付費で、延べ人数が減っていて金額が増えている理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。施設型給付費は、毎年、国家公務員の人事院勧告に伴い公定価格単価が改定されます。令和7年度は約5.3%増の改定率であり、令和8年度も改定が見込まれます。これにより、園児1人当たりの単価が増加するため、延べ人数は減少いたしますが、給付費の額は増加しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、14番目のところを山下さんお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。3款2項4目小笠北こども園費、説明資料の15ページ、こども誰でも通園制度の利用回数をどの程度に見込んでいるのか、対応する職員の配置はどのように計画するのか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） 小笠北認定こども園長です。こども誰でも通園制度の利用見込みについては、一月延べ20人の子どもが10時間ずつ利用することを見込んでいます。1日の利用定員は6人とする予定ですが、その日利用するお子さんの実態によっては、1日に利用できる人数に変動が生じる場合もあります。

また、対応する職員の配置計画ですが、7時間勤務と5時間勤務の会計年度任用職員をそれぞれ1名ずつ配置する予定です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） はい、了解しました。はい、結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。もう既に希望したいよとかという意見が市のほうに届いていたりしますか。相談というか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。チラシのほうをつくらせていただいて、児童館ですとか、各子どもの窓口等置いておりますので、それを見た方等から制度の問合せ、いつから使えますかというようなお電話等は既にございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ありますか。

1点自分から、これ10時間までというのは、それを伸ばしたりとかというのは、条例を変えればできていくのか、何かどっかでもそういった10時間以上、何か対応していくような方針を出しているのがあったような気がしたんですけど、もし分かれば。

〔「駄目だ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 駄目ですか。

〔「いえいえ、私の意見では」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） もし、考えがあれば答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。一応、国の基準どおりで、本市におきましても、最初は10時間までということで、いろんな方が広く使っていただくということもございますので、1人の方に偏らないようにということもございますので、最初

は10時間までという制限でやらさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

関連質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） もう一問いいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。すみません。これなかなか保護者の方もリフレッシュ一時保育とこども誰でも通園制度がごっちゃになってしまっている保護者も多いかなと思うんですけど、申請等に来られた場合、あっ、その利用用途だったらリフレッシュですねとか、こども誰でも通園制度のほうですねというのは、ちゃんと行政のほうが振り分けていただけなのか、アドバイスをしていただけるということによろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。先日も1件相談がございましたのは、やはりお母さんと2人でおうちにいる方が園に慣れてみたい、そういうようなご希望もございましたので、そういう場合であれば、こども誰でも通園制度をご紹介しますという形になります。リフレッシュ保育のほうは保護者の方もということなので、そういう形で使い分けはしていただくような形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今の問合せというのは、近くの方ですか、菊川の中でも。それとも、菊川の河城とか遠くの方とか、そういうお問合せ、そこまでは分かりませんか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。ご住所まで、すみません、ちょっとお聞きしなかったもので、どちらの住民の方か分かりませんでした。あとは北の認定こども園のほうでも、周知のほうをしておりますので、そういうところに見えてくれた方ということもいらっしゃると思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、15番目のところを松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。同じところで、ページ数は、タブレット19ページになります。乳児等通園支援事業実施に伴う電話機の購入は、現行あるものでは足りないのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） 小笠北認定こども園長です。現在、小笠北認定こども園の電話機は、親機1台、子機2台で、2回線を使用しています。乳児等通園支援事業を開始するに当たり、利用者からの電話による問合せや相談等が増加することが見込まれます。併せて、通話時間も増加することが見込まれ、園児保護者との連絡など本来の園運営に影響が及ぶことも考えられますので、子機1台と1回線を増設し、円滑な園運営を図っていくものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。これは、じゃあ保護者の方は、相談はこのこども政策課ではなく、園のほうに相談をすることが多いと想定しての回線を増やすということですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） あくまでも、申込みは市を通してになりますが、実際の内容等については、直接園とのやり取りになるので、園で相談する事業も増えると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。じゃあ、電話機を買うということは、それだけ対応もしなければならないということを想定されていると思うんですが、保育士の方の対応になると思いますが、そこら辺も大丈夫ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。すみません。松村園長。

○小笠北こども園園長（松村良枝君） 小笠北認定こども園長です。先ほど一つ前のご質問のところで、会計年度職員も7時間と5時間と、専任で配置する予定ですので、対応のほうは十分だと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（松永晴香君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 大丈夫ですか。

そしたら、個別質疑が済んで、こども政策課全体を通して質疑があればお願いします。

9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。ちょっとこう。

○分科会長（西下敦基君） 場所を言ってもらっていいですか。多分3ページ。

○9番（須藤有紀君） そうですね。3ページになるんですけれども、3款2項1目保育事業費（保育支援）のところで。

○分科会長（西下敦基君） タブレットは4ページ。

〔「4ページです」と呼ぶ者あり〕

○9番（須藤有紀君） そうですね。タブレットが4ページと5ページにわたるところになると思うんですが、昨年、令和7年度の当初予算から削除されているところが4つほどございまして、保育士等就業奨励金と保育対策総合支援事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金等物価高騰対策緊急支援事業費支援金、これが今年まるっとないので、どういう経緯でなくなったかと令和8年度の今後の業務に支障がないかというところでお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。保育士等就業奨励金でございますが、財源のほうを県のふじのくに少子化突破補助金を使わせていただいております。県のほうの補助金が打ち切りとなりましたので、そちらについては、市のほうも今年度で終了ということで、計上は、8年度はしてございません。

すみません。続けて。

○分科会長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） まず、保育士対策総合支援事業費補助金、ICTになりますが、こちらのほうは所要額調査ということで、各園のほう方にご要望のほうを聞いているところなんです、8年度予算に関して要望がなかったもので、今回、当初予算のほうには

上げてございません。

もう一つの保育環境改善整備等事業につきましても、性被害防止の環境整備ということですが、こちらも要望がなかったので、今回、当初予算のほうには上げてございません。

〔発言する者あり〕

○こども政策課長（堀川訓子君） 物価高騰の補助金のほうは給食費補助になりますが、随時給食センターのほうと、ちょっと連携をさせていただいているところで、来年度、まだその予定がございませんので、当初予算のほうは上げてございません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。保育士等就業奨励金が、県のほうが廃止されたということで、ほかの市町も一斉に廃止になっているのかという、近隣市町の状況と、あと保育士として就業するインセンティブとして設けられたものだと思うんですけども、これがなくなることによって保育士不足に対して影響があると考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。県の少子化突破補助金につきましては要件がございまして、その中で、各自治体のほうで事業を照らし合わせて、合うものを、この補助金を財源として使わせていただいているんですが、それを使っているところは、この周辺だと、菊川だけになりますので、その影響を受けてやめるというような話は近隣にちょっと聞いていないのと、うちと同じような補助金をやっているかというところは、ちょっと身近では、掛川等は、貸付け等はやってございますけども、うちのほうのように就業奨励金ということで、一定額のことを差し上げているところは、ちょっと近隣では、今聞いていないんですけども、それがなくなったことによる影響というところでは、うちのほうでもキャリアアップ研修ですとか、あと保育士登録等で、各園のほうには支援というか、協力はさせていただこうと思ってございますので、そちらのほうを進めていきたいとは考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに全体を通して何か質疑があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。1点だけ、北こども園、少し前にお邪魔したときに遊具の工事をやっていましたけど、あれはもう終わって、令和8年度の予算ではないわけですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。園庭の整備のほうにつきましては、2月で終了いたしましたので、今年度で終わらせていただきました。来年度の予算はございません。

○13番（織部光男君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかにございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。質問といえますか、詳しく説明を一番書いてくださったので、予算が分かりやすかったです。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） ご意見です。

○9番（須藤有紀君） 内容の説明、米印で、この事業はこういったものをやりますというのを書いてくださっていたなど、分かりやすかったです。ありがとうございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見とかあれば。ご意見はいいですね。質疑は。質問あれば。ほかに。16番。

○16番（山下 修君） 全然予算じゃないかもしれない。3歳以上ぐらいで、小学校にまだ入る前の方で、どのくらいの方がこのこども園とか保育園、何割ぐらいが皆さん入っているのかな。ほぼ皆さん。突然言われても、困るよね。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○16番（山下 修君） おおよそでいい。

○分科会長（西下敦基君） 堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。自分の認識の中では、多分ほとんどの方が就園していらっしゃると思うんですが、外国籍児童の方もいらっしゃいますので、その辺を考えると、多少未就園の方もいらっしゃる可能性はございます。

○16番（山下 修君） 3歳ぐらいから、みんな義務教育にしちゃうとかね。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） 質疑はなしということでよろしいでしょうか。ほかにありますか。ね。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。以前、この教育福祉委員会から執行部のほうに報

告書をもらっていると思うんですが、今年もそろそろ確定してきているんじゃないかと思うんですね。

ですから、私立保育園、こども園、全てのところの定員数と、要するに今回、8年度お世話する人数が、以前もらったでしょう、委員会で。

○分科会長（西下敦基君） 表が出ていて。

○13番（織部光男君） うん、そうそう。

○分科会長（西下敦基君） 待機がどれくらいでとかという定員に対しての。

○13番（織部光男君） うん。ああいう資料を、また来年度分かる。うん。そういうものを
お願いしたいという要望ですけども。

○分科会長（西下敦基君） はい。また、委員会のほうで、また事務局に渡していただいて、
またアップしていただくような感じで、またお願いしますということでよろしいですか。

○13番（織部光男君） いいです。はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑があれば。なければ、終わりますけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。ご苦労さまでした。

〔執行部退室〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出
議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員の方は挙手の上、お願いいたします。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。何か賛否がありそうだなと思ったんですが、放課後
児童クラブのところで、やっぱりちょっとこう北なんかは70人を結構狭いお部屋にばんばん
で見えていて、お昼寝したい子もいれば、勉強に集中したい子もいるけれども、人数が多過ぎて、
そういった対応が取れないというお声を聞いたりですとか、加茂も3か所で展開はして
いるけれども、それでもいっぱい、なら諦めるわと言って、私的待機に回る保護者もいら
っしゃってという話をちょっと伺っておりまして、こういったところの改善を少し考えたほ
うがいいのではないかなというところを感じております。

だから、新設って、先ほど申し上げましたけれども、少し整備のところも検討していただ
きたいなというところがございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 今、放課後児童クラブの運営事業のところでありましたけど、ほかに何かありますか。

〔「関連して」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。一応、国の基準を満たしているということなんで、だから国の基準が低いというふうに思いますし、今、大規模なところもありましたけど、やっぱり小規模なところは小規模なりに狭いとか、使い勝手が悪いというこの間、質問がありましたけど、勉強している子と遊びたい子が本当に狭いところに一緒にいるというのもあるんで、今の意見もそうだし、思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連あれば。ああ、どうでしょうか。織部さんから順番に行きましょう。13番。

○13番（織部光男君） じゃあ、13番 織部です。私は、加茂なもんですから、加茂の地区センターに、コピーにサロンの関係とかで行くんですけども、そのすぐ隣が和室で、児童クラブをやっているんですよ。

ほかの2か所にはなかなか行く機会はないですけども、そうやって子どもたちと我々社会人が触れ合うというのも一つの利点だとは思うんですね。行けば、トイレも一緒ですし、挨拶をして、顔見知りになっているんですけども、だから単独で造るのもよし、ああやって加茂の場合は地区センターがすぐ隣なもんですから、小学校と。

だから、子どもにも負担もないし、安全だしということで、私は、そういう使い方というのは、できるのであれば、それでいいように思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） では、次、小林さんです。14番。

○14番（小林博文君） 多分もう少しでピークの山が来るのかなと思っていて。

それで、プラス共働きが増えて、減らないのかもしれないですけど、この新規というのはちょっとなかなか考えにくいかなと思って、さっき奥野さん言った。前も、僕も言ったんですけど、必ず菊川市は、小学校のそばに幼稚園だったり、保育園、こども園があるので、そこが制度として受け入れるような体制を、さっきもあったんですけど、正規の児童クラブじゃなくても、民間の施設として受け入れるみたいな感じを取るとか、さらには民間で送迎するようなところも出てきているんで、ビジネスチャンスと捉えてやってくるところもあるの

かなと思うので、そういうところを活用していくというところで、ある程度は民間に移行していくというのにも考えるのが必要かなと。

磐田は、何か民間委託みたいなことをやったことを聞いたんですけど、そういうところを考える時期に来ているのかなと、あえて増えてくるから増やして、減ったときにどうしようとなるよりも、今ある施設を使うところで、民間をうまく活用するほうがいいのかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、次に16番。

○16番（山下　修君）　16番です。こども誰でも通園制度というのは、子どものためにということで、それからリフレッシュ一時保育は、親のためにということで設けられていると、両方併用できるということなので、これをうまく使っていけばいいなと思うんですけど、やっぱり子どもの立場に立ったときに、本当に自分の家とか、そこら辺の田舎のほうに行きますと、自分の同級生は当時6人ぐらい、同じ30軒ぐらいの中にいたんですけども、今、孫が小学校1年になるんですけども、1人しかいないんですね。

そういうことを考えると、やっぱり子ども同士で触れ合う場所とか、そういったところがない。そのためには、このこども誰でも通園制度というやつで、同じ年代の子と園へ行けば、顔を会わせたり、遊んだりできると、そういう場所はぜひつくってやらなくちゃいけないのかなということを考えたときに、これは田舎の人の子どものための対策かなと、こんなふうに思ったんだけど、そのぐらい子どもの数が減っていますよと、こういう状況があります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　ほかに。どこでもいいです。ご意見あれば。

〔「名前が悪い」「こども誰でも一時保育制度」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　3番。

○3番（松永晴香君）　3番　松永です。自分が質問した電話機の購入なんですけど、これ相談は園に来るのかもしれないですけど、電話機を買って、相談に対応するのは保育士の仕事じゃなくても、私は正直いいのかなと思うので、問合せがあった際には市役所のほうに、こども政策課のほうに連絡お願いしますとかというだけでいいような気もするんですよ。

だから、窓口、申込みは、結局、こども政策課になるので、こども園って、電話対応の場じゃなくて、子どもと接する場なので、何かこれに対する問合せが増えるので、電話機買って回線増やしますじゃあ、何か違うような気がするなと私は思っております。

〔「同感です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 1 番。

○1 番（本田高一君） 1 番 本田ですけども、何か自分もなるほどと思ったんですけども、いろいろ説明聞いて、何か一応申込みとか、いろんなのは市のほうでやるんですけど、その後、細かなところ、今、何人いますとか何とかという、そういったどういう、どんな方なのかという園の状態を知るために、園に聞きたい。多分行政じゃ分かんない部分があるものかなとは思ったんですけど、ちょっと分かんないですけど。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、5 番。

○5 番（奥野寿夫君） 5 番 奥野です。そうですね。一つは、学校もそうだと思うんですけども、現場で子どもたちに接する場面と、それから中でいろいろ実務をやる場合もあるので、回線 2 回線で足りているのかなとかと、逆に僕は思ったんですけど、それとやっぱり子どもを受け入れるのに、いかに園と子どもと親とのこのマッチングというか、お互いの理解が必要だと思うので、やっぱり市役所と保護者じゃなくって、やっぱり園と子どもさんとのコミュニケーションが大事だなと僕は思いました。要は、だからいいんじゃないかなと思いましたけど、はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。大体いいですかね、これで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、以上でこども政策課の予算に関わる審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

本日予定しておりました予算審査を終了します。

明日は、健康福祉部の一般会計予算及び特別会計予算の審査を予定していますので、午前 8 時半までにご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

〔「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり〕

○事務局（横山紫里君） これをもって終了しますので、ご起立願います。相互に礼。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

閉会 午後 4 時 12 分